

官報号外

平成二十一年五月二十一日

○第百七十四回 参議院会議録第一十一号

平成二十一年五月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成二十一年五月二十一日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第四 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第五 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 医療保険制度の安定的運営を図るために国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

一、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選舉

二、議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。
この際、検察官適格審査会委員、同予備委員各一名の選挙を行います。

つきましては、これら各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名すること

とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

それぞれ指名いたします。

検察官適格審査会委員に脇雅史君を、

同君の予備委員に松山政司君を、

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田中直紀君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○田中直紀君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

シンガポール及びマレーシアとの租税協定の改正議定書並びにベルギー及びルクセンブルクとの租税協定の改正議定書は、いずれも現行の協定又是条約の情報交換に係る規定を国際的な基準に沿つた内容に改正しようとするものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、タックスヘイブン問題への我が国の取組の強化、マレーシアの租税情報透明化に向けた取組への評価、シンガポール等でのプライベートバンクを通じた租税回避行為への対応、香港及びマカオの租税情報の透明性の確保、今後の租税条約の締結方針等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、四件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより四件を一括して採決いたします。

（いずれも衆議院送付）
以上四件を一括して議題といたします。

○議長(江田五月君) これより四件を一括して採決いたします。

四件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十一
二百二十一

賛成

反対

よつて、四件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 金融商品取引法等の一部を改正する法律案 内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

よつて、委員長の報告を求めます。財政金融委員長 大石正光君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

た。

本法律案は、世紀的な金融危機を受けた国際的な議論等を背景として、我が国の金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバ

ティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、金融規制改革をめぐる国際的な議論の動向、店頭デリバティブ取引等の取引実態と清算集中の効果、証券会社に対する連絡規制・監督の具体的な内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

以上、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 保君。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 日程第六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 保君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。——これにて投票を終了いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

〔山谷えり子君登壇、拍手〕

○山谷えり子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、廃棄物の不適正処理の悪循環を早急に是正し、廃棄物に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、廃棄物最終処分場の維持管理対策の重要性、建設系廃棄物に係る処理責任の一元化を徹底する必要性、クリアランスされた産業廃棄物の適正処理確保の在り方、廃棄物・リサイクル制度の抜本的な見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君)　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君)　間もなく投票を終了いたします。——「これにて投票を終了いたします。」

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)　投票の結果を報告いたします。

投票総数

二二百二十一

賛成

二二百二十一

反対

〇

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)　日程第八　医療保険制度の安定的運営を図るために国民健康保険法等の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付

(厚生労働委員長提出)

日程第九　母体保護法の一部を改正する法律案

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

厚生労働委員長柳田稔君。

質疑を終局した後、自由民主党を代表して丸川珠代委員より、後期高齢者支援金への総報酬割導入を取りやめること、平成二十一年度において協会けんぽに対する国庫補助率を二〇%に引き上げること、協会けんぽの保険料率を平成二十一年度と同率にするための措置を講ずること等を内容とする修正案が提出されました。

次に、公明党を代表して山本博司理事より、後期高齢者支援金への総報酬割導入を取りやめること、高齢者の医療費に係る国庫負担の在り方について検討すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、両修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七條の三の規定に基づいて内閣

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険制度における広域化等支援方針の策定と財政基盤の強化、協会けんぽに対する負担軽減等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める旨の修正が行われております。

委員会におきましては、国民健康保険の広域化及び財政支援の在り方、協会けんぽに対する国庫補助率の更なる引上げの必要性、後期高齢者支援金への総報酬割導入に伴う健康保険組合等の財政負担、医療保険の一元的運用の方向性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いました。

次に、本法律案につきましては、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本法律案に付された修正案はいずれも否決されました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、両修正案はいずれも否決されました。

次に、本法律案につきましては、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

次に、母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現行の母体保護法では、本年七月三十一日までに限り、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができるとしております。

が、妊娠、出産等に関する女性の健康支援の観点から、受胎調節の実地指導を効果的に実施できるよう、この期限を延長し、引き続き必要な医薬品を販売できるようになります。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、その期限を平成二十七年七月三十一日まで五年間延長しよ

うとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及び内容であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君） 両案のうち、医療保険制度の安定的運営を図るために国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。中村博彦君。

（中村博彦君登壇、拍手）

○中村博彦君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るために国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対しまして、反対の立場から討論いたしました。

まず申しておかねばならないのは、マニフェスト至上主義による財政無視のばらまき政策により、我が国の国債や借入金は、平成二十一年度末に約八百八十三兆円となつて、十二年度末には九百七十三兆円にもなることをどのように考えておられるかということです。

更に申せば、国の借金と地方債を加えた公的債務残高の国内総生産比率は二一八・六%と先進国でも例を見ない状況にあります。国家破綻状況のギリシャでも一〇〇%を超える程度です。

普天間問題に象徴されるように、国民に約束したマニフェストがいかに空疎空論であつたか、国民党は期待を裏切られ、あきれ、絶望し、政治に対する信頼感を失うばかりであります。まさに、國民乖離の状況をつくつたその罪は甚大であり、現政権に明日はないことをまず申し上げておきます。

あなた方は、民主党は政治主導といながら、政治と金問題では自淨作用のなさをさらけ出し、普天間問題でも沖縄県民を愚弄し、財政無視のばらまき政策では将来世代に大きなツケを残し、本当に情けなく、血涙が出る思いであります。

さて、日本は長年にわたる政策努力の結果、世界一の長寿国を実現しました。食生活の改善や医療、介護の充実、そして医療保険制度の確立などによって実現したものであります。健康で長生き、人間だれしもの願いであることは言をまちますが、せんが、世界で一番それを実感できるのが日本国であります。

しかしながら、今回の国民健康保険法等の改正により、景気の低迷で生活苦にあえぐサラリーマンに過大な負担を強制し、ひいては世界に冠たる国民皆保険の制度にほころびが生じることを大変懸念しています。そもそも、今回の法改正は、新しい高齢者医療制度を含む医療保険制度の全体像が打ち出されないことから生じた一時しのぎの保険財政のツケ回しであることが大きな問題であります。

まず申しておかねばならないのは、マニフェスト至上主義による財政無視のばらまき政策により、我が国の国債や借入金は、平成二十一年度末に約八百八十三兆円となつて、十二年度末には九百七十三兆円にもなることをどうに考えておられるかということです。

政府は、高齢者医療制度改革会議の審議を経て、最終的には平成二十五年度から新たな高齢者医療制度を施行すると言います。これでは余りに

も遅く、高齢者を始めとする国民の期待を裏切つたと言わざるを得ません。

我が国では、大小合わせて三千五百の公的医療保険が分立しています。中には、入院時の医療費が無料だつたり、多額の積立金を持つつたり、国から手厚い補助金を受けている国保組合などがあります。ずさんな会計処理や無資格加入が問題になっています。ずさんな会計処理や無資格加入が問題になつて、全国建設工事業国民健康保険組合、全建国保も国保組合の一つであります。偽装加入が組合員の一五%、一万三千人、従業者五人以上の会社を実体のない個人事業者に分割して七千人が不正加入、法人隠して個人事業所を装う者は六千人。このような国民健康保険制度を悪用しされています。しかし、平成二十一年度からは、その三分の一に相当する部分に関して、それぞれ組合等の総報酬、すなわち賃金などの総額比例制を導入することに大きな問題があります。満年度で健康保険組合は五百億円、共済組合は三百五十億円の負担増となります。協会けんぽの支援金負担は八百五十億円減少しますが、同時に協会けんぽの支援金への公費負担を九百十億円減少する措置をとっています。つまり、協会けんぽに対する国庫補助を削減し、その分を健康保険組合や共済組合に押し付け、肩代わりさせているものであります。

また、急速に進む高齢化で各制度の財政は厳しさを増しています。市町村国保の多くは慢性的に赤字で、特に過疎化の進む市町村では一般会計で巨額の穴埋めをせざるを得ない状況であります。組合健保も七割が赤字で、組合を解散して協会けんぽに移るところが急増しています。まさに、格差拡大、不公平な諸制度の集合体の状況であります。これらの抜本改革なくして、国民の信頼できません。また持続可能な医療制度になり得ません。

民主党は、昨年の衆議院選挙までは、後期高齢者医療制度をすぐに廃止し、かつての老人保健制度に戻すか新しい制度をつくると言つていました。しかし、いまだに医療保険制度改革の将来像さえ、何も示されていません。今回の改正、すな

わち後期高齢者支援金制度を改正するならば、少なくとも新たな高齢者医療制度の骨格を示すべきではないでしょうか。まさに理念なき制度改正、保険財政のツケ回しにしかならない制度改正は、直ちに撤回すべきものであります。

後期高齢者医療制度への支援金は、これまで被用者保険、すなわち健康保険組合、協会けんぽ、共済組合から毎年約三兆円に及んでいました。そして、その支援割合は加入者の人数割で決められ

ています。

あなた方は、その切実な声が聞こえないのですか。また、法改正によって協会けんぽに対する国庫補助率が一三%から一六・四%に引き上げられる

健康保険組合は、平成二十一年度予算において過去最悪の六千六百億円の赤字が見込まれるなど、財政は大幅に悪化しており、協会けんぽと同様に拠出金負担に苦しんでおります。こうした状況下での負担のツケ回しは健康保険組合の存続にかかわります。現に、健康保険組合は今回の法案に対し繰り返し反対の意思を表明しています。あなた方はその切実な声が聞こえないのですか。

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一号 議長の報告事項

六

官 報 (号外)

平山 幸司君 農林水産委員 経済産業委員 国土交通委員 環境委員 予算委員 決算委員 辞任 大石 尚子君 塙田 一郎君 山本 博司君 仁比 聰平君	下田 敦子君 梅村 聰君 加治屋義人君 平山 誠君 川崎 稔君 金子 洋一君 平山 幸司君 米長 晴信君 中山 恭子君 理事 世耕 弘成君 理事 西田 昌司君 下田 敦子君 尾立 源幸君 仁比 聰平君	行政監視委員 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案
平山 誠君 梅村 聰君 加治屋義人君 平山 誠君 川崎 稔君 金子 洋一君 平山 幸司君 米長 晴信君 中山 恭子君 理事 世耕 弘成君 理事 西田 昌司君 下田 敦子君 尾立 源幸君 仁比 聰平君	下田 敦子君 梅村 聰君 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案	行政監視委員 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案
平山 誠君 梅村 聰君 加治屋義人君 平山 誠君 川崎 稔君 金子 洋一君 平山 幸司君 米長 晴信君 中山 恭子君 理事 世耕 弘成君 理事 西田 昌司君 下田 敦子君 尾立 源幸君 仁比 聰平君	下田 敦子君 梅村 聰君 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案	行政監視委員 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案
平山 誠君 梅村 聰君 加治屋義人君 平山 誠君 川崎 稔君 金子 洋一君 平山 幸司君 米長 晴信君 中山 恭子君 理事 世耕 弘成君 理事 西田 昌司君 下田 敦子君 尾立 源幸君 仁比 聰平君	下田 敦子君 梅村 聰君 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案	行政監視委員 議院運営委員 辞任 水戸 将史君 鷗淵 洋子君 川崎 稔君 矢野 哲朗君 石井 準一君 利治君 信夫君 信介君 龍二君 （矢野哲朗君の補欠） 利治君 信夫君 恭子君 弘成君 （舛添要一君の補欠） 昌司君 （西田昌司君の補欠） 敦子君 源幸君 （舛添要一君の補欠） （西田昌司君の補欠） （中村憲久君外四名提出）（衆第一七号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 国と地方の協議の場に関する法律案 地方自治法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政

府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とベルギー王国との間の協約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第七号)審査報告書

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第八号)審査報告書

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第一号)審査報告書

所得に対する租税及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三号)審査報告書

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二

八号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書(佐藤正久君提出)第六六号

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員紙智子君提出沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問に対する答弁書(第六二号)

参議院議員中村博彦君提出経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問に対する答弁書(第六三号)

参議院議員川田龍平君提出国有林保全事業の環境省への移管に関する質問に対する答弁書(第六四号)

参議院議員川田龍平君提出風力発電の導入拡大に関する質問に対する答弁書(第六五号)

参議院議員中村博彦君提出経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問に対する答弁書(第六三号)

参議院議員川田龍平君提出風力発電の導入拡大に関する質問に対する答弁書(第六五号)

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、我が国とシンガポール共和国との間の現行の租税協定の情報交換に係る規定を改正するものである。この議定書の締結により、我が国とシンガポール共和国との間の租税に関する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資する事が期待されるので、妥当な措置と認められる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、一千九百九十四年四月九日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガ

ポール共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税するがこの協定の規定に反しない場合に限る。)の

規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した

和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、一千九百九十四年四月九日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガ

ポール共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税するがこの協定の規定に反しない場合に限る。)の

規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した

平成二十二年五月十二日 参議院会議録第二十一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

一〇

いて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対しが開示される。これらの者又は当局は、当該情報は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的の

ために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めることと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行の受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずること。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千零年二月四日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
山中誠

シンガポール共和国政府のために
モーゼス・リー

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十三日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

平成二十二年五月十一日

外交防衛委員長 田中 直紀

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める。

日本国政府及びマレーシア政府は、

脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

官 報 (号 外)

千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定(以下「協定」という。)及び協定の不可分の一部を成す千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで署名された議定書(以下「千九百九十九年の議定書」という。)を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条
協定第二十五条を次のように改める。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対し

てのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができます。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理

由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行の他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二条

千九百九十九年の議定書3の次に次の3Aを加えます。

3A 協定第二十五条の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

第三条

一、委員会の決定の理由

この議定書は、我が国とベルギー王国との間の現行の租税条約の情報交換に係る規定を改正するものである。この議定書の締結により、我が国とベルギー王国との間の租税に関する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

平成二十二年五月十一日

外交防衛委員長 田中 直紀

参議院議長 江田 五月殿
要領書

二千十年二月十日にブトラジャヤで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
マレーシア政府のために
アウン・アデック

堀江正彦

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十三日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

官 報 (号 外)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

月二十八日に東京で署名された条約の不可分の一部を成す議定書(以下「千九百六十八年の議定書」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 第二十六条を次のように改める。

第二十六条 規定の実施又は両締約国若しくは日本国の方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局

日本国政府及びベルギー王国政府は、千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された議定書によって改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約(以下「条約」という。)及

び同議定書によつて改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された条約の不可分の一部を成す議定書(以下「千九百六十八年の議定書」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 第二十六条を次のように改める。

第二十六条 規定の実施又は両締約国若しくは日本国の方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局

日本国政府及びベルギー王国政府は、千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された議定書によって改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約(以下「条約」という。)及

方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

ことを認めるものと解してはならない。

第二条

千九百六十八年の議定書3の次に次の3A及び3Bを加える。

3A 条約第一十六条の規定に関し、同条の規定は、ベルギーの地方公共団体が課する租税に関する法令の規定の運用又は執行に関連する情報の交換であつて、両締約国が外交上の公文の交換により合意するものについて、適用する。

3B 条約第二十六条第5項の規定に関し、(a) 銀行その他の金融機関、信託、財團、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報もかかわらず、そのような情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有するために、ベルギーの税務当局は、同条3の規定又はベルギーの法令のいかなる規定にもかかわらず、そのような情報を入手するため、当該情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するためには、当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合に、その依頼者とその締約国がそのような手段を講ずるに當たつては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

(b) 一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国がその法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、信託、財團、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否する

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一

訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対し使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公然の秩序に反することになる情報を提供すること。

一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方

一號
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する
公国との間の条約を改正する議定書の締結に關
する
の締約国がそのよつた手段を講ずるに当たつ
ては、3の規定に定める制限に従うが、その
制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己
の課税目的のために必要でないことのみを理
由としてその提供を拒否することを認めるも
のと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行
その他の金融機関、名義人、代理人若しくは
受託者が有する情報又はある者の所有に関する
情報であることを理由として、一方の
締約国が情報の提供を拒否することを認める
ものと解してはならない。

第三条

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法
上の手続に従つて承認されなければならない。
この議定書は、その承認を通知する外交上の公
文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ず
る。

2 この議定書は、この議定書が効力を生ずる日
以後に課される租税について適用する。

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を
有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千一年一月二十五日にルクセンブルクで、英
語により本書二通を作成した。

とルクセンブルグ大
を改正する法律案
の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制
の強化等の措置を講ずるものであり、妥当な措
置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 横路 孝弘

〔第四節 監督(第五十一条—第五十七条)〕
〔第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する
第一款 特別金融商品取引業者(第五十七条)
第三款 指定親会社(第五十七条の十一下)第
三款 雜則(第五十七条の二十六・第五十
八条の二十の二—第一百五十六条の二十の十五)
〔取引清算機関等との連携(第一百五十六条の二十の十
九)を
〔五百五十六条の二十一・第一百五十六条の二十一〕を

第二条第二十七項中「が金融商品取引清算機関」の下に「又は外国金融商品取引清算機関」を加え、「に引き受けさせる」を「(当該金融商品取引清算機関が第二百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。)又は外国金融商品取引清算機関に負担させる」に改め、同条第二十八項中「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引(取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。)又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に、「債務の引受け」を「債務を、引受け、更改その他の方法により負担すること」と改め、同条第二十九項中「受けた者」を「受けた金融商品債務引受業を行なう者をいい、「外国金融商品取引清算機関」とは、第二百五十六条の二十の二の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行なう者」に改める。

第三十二条の四第一項第一号中「若しくは第五十三条第三項」を「第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項」に改め、同項第二号中「及び第五十二条の二第二項」を「第五十二条の二第二項並びに第五十七条の九」を加える。
 第五十五条第一項中「若しくは第五十四条」を「第五十四条若しくは第五十七条の六第三項」に改める。
 第五十六条の二第二項中「主要株主に対し第三十二条から第三十二条の三まで」の下に「(当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主にあつては、第三十二条の四において準用する第三十二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二第一項又は第三十二条の三第一項。以下この項において同じ。)」を加える。
 第三章第四節の次に次の二節を加える。
 第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する特則

3 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の特定主要株主が前項の規定による命令に違反した場合には、当該特定主要株主に対し三月以内

第三十二条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の三項を加える。

3 金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主となつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 4 前項の「特定主要株主」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有している者をいう。

5 第二十九条の四第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
 第三十二条の二に次の二項を加える。

第六十条の二第八項中「第五十六条」の下に「及び第五十七条の九」を加える。
 第五十二条第三項中「若しくは第五十四条」を「第五十四条若しくは第五十七条の六第三項」に改める。
 第五十六条の二第二項中「主要株主に対し第三十二条から第三十二条の三まで」の下に「(当該金融商品取引業者を親会社とする持株会社の主要株主にあつては、第三十二条の四において準用する第三十二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二第一項又は第三十二条の三第一項。以下この項において同じ。)」を加える。
 第三章第四節の次に次の二節を加える。
 第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する特則

2 特別金融商品取引業者(前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。)につき、前項の規定による届出をした日(以下この款において「届出日」という。)において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 当該特別金融商品取引業者の親会社の商号又は名称その他内閣府令で定める事項を記載した書類

二 当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

官 報 (号 外)

三 当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、他の法令に基づいて行政機関の監督を受けている場合(外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合を含む。)には、その旨を説明する書類

四 当該特別金融商品取引業者の親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を行っている場合又は当該特別金融商品取引業者の親会社若しくはその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対して資金調達に関する支援を行っている場合には、当該経営管理又は支援の内容及び方法を内閣府令で定めるところにより記載した書類

5 特別金融商品取引業者は、届出日以後親会社があることとなつたときは、その日から起算して政令で定める期間内に、前項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 特別金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前二項の規定により第一項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者(親会社

がある者に限る。)は、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる書類(第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。)に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところによつた旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第二項又は第三項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者(親会社がある者に限る。)は、四半期(一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間をいう。以下この項、第五十七条の五第二項及び第三項並びに第五十七条の十七第二項及び第三項において同じ。)ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類(第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。)を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 第二項から第六項までの「親会社」とは、他の会社を子会社第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。)とす

る会社をいう。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出をした金融商品取引業者が特別金融商品取引業者である旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。

8 第二項から第六項までの「親会社」とは、他の会社を子会社第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。)とする会社をいう。

9 第一項、第二項、第四項及び第五項の「子法人等」とは、他の会社の子会社その他の当該他の会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。

(事業報告書の提出等)

第五十七条の三 特別金融商品取引業者(子法人等前条第九項に規定する子法人等をいふ。以下この節において同じ。)を有する者に限り。以下この款において同じ。)は、届出日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する事業年度以降、内閣府令で定めることにより、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務及び財産の状況を連結して記載した書面の届出所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出等)

第五十七条の五 内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に資するため、特別金融商品取引業者がその経営の健全性を判断するための基準として、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の当該

二 その総資産の額が総資産基準額以下となつた日から起算して総資産基準額を超えることなく二年を経過したとき。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特別金融商品取引業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

(説明書類の縦覧)

第五十七条の四 特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する事業年度以降、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該特別金融商品取引業者及びその子法人等につき連結して記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出等)

第五十七条の五 内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に資するため、特別金融商品取引業者がその経営の健全性を判断するための基準として、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の当該

2 特別金融商品取引業者は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、当該特別金融商品取引業業者及びその子法人等の業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特別金融商品取引業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

ける経営の健全性の状況を表示する基準を定めなければならない。

2 特別金融商品取引業者は、届出日から起算

して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、内閣府令で定め

るところにより、当該四半期の末日における前項に規定する基準を用いて表示される経営の健全性の状況(次項及び次条において単に「経営の健全性の状況」という。)を記載した書面を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、当該四半期の末

日から起算して政令で定める期間を経過した日から三月間、内閣府令で定めるところにより、経営の健全性の状況を記載した書面をすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の総覽に供しなければならない。

(経営の健全性の状況に応じた監督処分)

第五十七条の六 内閣総理大臣は、特別金融商

品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特別金融商品取引業者に対し、三月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、特別金融商品取

引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分に応じて行うものとし、内閣総理大臣は、当該区分及びこれに応じた命令の内容をあらかじめ定め、これを公示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により特別金融商品取引業者に対する業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日において当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、当該特別金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消すことができる。

(監督処分の公告)

第五十七条の七 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 前条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消したとき。

(登録等の抹消)

第五十七条の八 内閣総理大臣は、第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消したときは、当該登録を取り消しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第五十七条の二第六項第

二号の規定による届出を受理したときは、同

条第七項に規定する特別金融商品取引業者である旨の付記を抹消しなければならない。

(残務の結了)

第五十七条の九 第五十条の二第八項の規定は、特別金融商品取引業者が第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り

消された場合における当該特別金融商品取引業者であつた者について準用する。この場合において、当該特別金融商品取引業者であつた者は、顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお金融商品取引業者とみなす。

(報告の微取及び検査)

第五十七条の十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特別金融商品取引業者の子会社等に對し当該特別金融商品取引業者の財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該子会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特別金融商品取引業者の財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、第五十七条の六第一項又は第三項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を特別金融商品取引業者に通知しなければならない。

二 指定親会社

(指定等)

第五十七条の十二 内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者の親会社(第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この節において同じ。)又はその子法人等が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合において、当該

親会社及びその子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるとき

は、当該親会社をこの款の規定の適用を受けれる者として指定するものとする。

一 当該親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行つてること。

二 当該親会社又はその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対する業務の運営のために必要な資金の貸付け、債務の保証

の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

二 指定親会社

第五十七条の十一 内閣総理大臣は、第五十七条の六第一項又は第三項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三

その他これらに類する資金調達に関する支援であつて、その停止が当該特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてること。

2 内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、他の法令に基づいて行政機関の適切な監督を受けていると認められる場合(外国の法令に基づいて外

国の行政機関その他これに準ずるものとの適切な監督を受けていると認められる場合を含む。)には、前項の規定による指定をしないことができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、書面により、その旨並びに当該指定に係る特別金融商品取引業者(以下「対象特別金融商品取引業者」という。)の商号及び当該指定を受けた者(以下「指定親会社」という。)が最終指定親会社(指定親会社であつて、その親会社のうちに当該指定親会社と同一の対象特別金融商品取引業者に係る指定親会社である会社がないものをいう。以下この款において同じ。)であるか否かの別を当該指定親会社に通知しなければならない。これら

において同じ。)の所在地並びに対象特別金融商品取引業者の商号を官報で公示しなければならない。これらの事項に変更があつたときは、書面により、当該最終指定親会社及びその子法人等による対象特別金融商品取引業者に対する資金調達に関する支援を受けている場合を含む。)には、その旨並びに当該指定に係る特別金融商品取引業者(以下「対象特別金融商品取引業者」という。)の商号及び当該指定を受けた者(以下「指定親会社」という。)が最終指定親会社(指定親会社であつて、その親会社のうちに当該指定親会社と同一の対象特別金融商品取引業者に係る指定親会社である会社がないものをいう。以下この款において同じ。)であるか否かの別を当該指定親会社に通知しなければならない。これら

5 内閣総理大臣は、指定親会社について第一項の規定による指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定を解除するとともに、書面により、その旨を当該指定を解除されることとなる指定親会社に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定親会社による書類の届出等)

第五十七条の十三 指定親会社は、前条第一項の規定による指定を受けた日から起算して政令で定める期間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、当該指定親会社が当該日までに対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなつた場合は、この限りでない。

一 商号又は名称

二 資本金の額又は出資の総額

三 役員の氏名又は名称

四 本店又は主たる事務所の名称及び所在地

五 当該指定親会社及びその子法人等の集団

3 前項第二号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができ

る。

(変更の届出)

第五十七条の十四 指定親会社は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第五十七条の十五 最終指定親会社は、最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する事業年度以降、内閣府令で定めるところにより、当該最終指

定親会社及びその子法人等の業務の状況を連結して記載した事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 最終指定親会社は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるとおり、当該最終指定親会社及びその子法人等の業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、最終指定親会社に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

(説明書類の縦覧)

第五十七条の十六 最終指定親会社は、最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する事業年度以降、当該最終指定親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該最終指定親会社及びその子法人等につき連結して記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを対象特別金融商品取引業者のすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(経営の健全性の状況を記載した書類の届出等)

第五十七条の十七 内閣総理大臣は、対象特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運

官 報 (号 外)

<p>當に資するため、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として、当該最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況を表示する基準を定めなければならない。</p> <p>2 最終指定親会社は、最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該四半期末日における前項に規定する基準を用いて表示される経営の健全性の状況(次項及び第五十七条の二十一第一項から第三項までにおいて単に「経営の健全性の状況」という。)を記載した書面を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>3 最終指定親会社は、最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、当該四半期末日から起算して政令で定める期間を経過した日から三月間、内閣府令で定めるところにより、経営の健全性の状況を記載した書面を対象特別金融商品取引業者のすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(届出等)</p> <p>第五十七条の十八 指定親会社は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、内</p>	<p>閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 他の法人と合併したとき(当該指定親会社が合併により消滅したときを除く。)。</p> <p>二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。</p> <p>三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p>2 指定親会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなつたとき 当該指定親会社であつた会社</p> <p>2 内閣総理大臣は、指定親会社に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、対象特別金融商品取引業者に対し、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(指定親会社等に対する措置命令等)</p> <p>第五十七条の二十 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定親会社に對し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者に対し、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定親会社に對し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は対象特別金融商品取引業者に対し六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 法令又は法令に基づいてする内閣総理大臣の処分に違反したとき。</p> <p>二 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。</p> <p>3 内閣総理大臣は、指定親会社の役員(外国会社にあつては、国内における事務所に駐在する役員に限る。以下この項において同じ。)が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第一号に該当することとなつたときが、第二十九条の四第一項第二号イからトまでは、当該指定親会社に對して、当該役員の解任を命ずることができる。</p> <p>(経営の健全性の状況に応じた監督処分)</p> <p>第五十七条の二十一 内閣総理大臣は、最終指定親会社及びその子法人等における経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、そ</p> <p>の必要の限度において、当該最終指定親会社に対し、監督上必要な事項を命ずることがで</p>
<p>社の業務又は当該指定親会社及びその子法人等の財産の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるとき</p> <p>2 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定親会社に對し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は対象特別金融商品取引業者に対し六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 法令又は法令に基づいてする内閣総理大臣の処分に違反したとき。</p> <p>二 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。</p> <p>3 内閣総理大臣は、指定親会社の役員(外国会社にあつては、国内における事務所に駐在する役員に限る。以下この項において同じ。)が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第一号に該当することとなつたときが、第二十九条の四第一項第二号イからトまでは、当該指定親会社に對して、当該役員の解任を命ずることができる。</p> <p>(経営の健全性の状況に応じた監督処分)</p> <p>第五十七条の二十一 内閣総理大臣は、最終指定親会社及びその子法人等における経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、そ</p> <p>の必要の限度において、当該最終指定親会社に対し、監督上必要な事項を命ずることがで</p>	<p>ないとき。</p> <p>イ 取締役会</p> <p>ロ 監査役又は委員会</p> <p>2 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定親会社に對し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は対象特別金融商品取引業者に対し六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 法令又は法令に基づいてする内閣総理大臣の処分に違反したとき。</p> <p>二 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。</p> <p>3 内閣総理大臣は、指定親会社の役員(外国会社にあつては、国内における事務所に駐在する役員に限る。以下この項において同じ。)が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第一号に該当することとなつたときが、第二十九条の四第一項第二号イからトまでは、当該指定親会社に對して、当該役員の解任を命ずることができる。</p> <p>(経営の健全性の状況に応じた監督処分)</p> <p>第五十七条の二十一 内閣総理大臣は、最終指定親会社及びその子法人等における経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、そ</p> <p>の必要の限度において、当該最終指定親会社に対し、監督上必要な事項を命ずることがで</p>

2 内閣総理大臣は、最終指定親会社に対し前項の規定による命令をした場合において、そ

（報告の徵取及び検査）
三一 前条第一項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。

指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、当該最終指定親会社に対し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命ずる

3 前二項の規定による命令は、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分に応じて行うものとし、内閣総理大臣は、当該区分及びこれに応じた命令の内容をあらかじめ定め、これを公示しなければならない。

4 内閣総理大臣は、最終指定親会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、対象特別金融商品取引業者に対し、監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十七条の二十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより措置をとるべきことを命じ、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三一 前条第二項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。
(報告の徴取及び検査)
第五十七条の二十三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、指定親会社、これと取引をする者、当該指定親会社の子会社等(第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者に対し対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告又は資料(当該子会社等にあつては、当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員に当該指定親会社、当該子会社等若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社等にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に關し必要な検査に、当該指定親会社から業務の委託を受けた者にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。
(聴聞等)
第五十七条の二十四 内閣総理大臣は、第五十七条の十九、第五十七条の二十第一項若しくは第二項又は第五十七条の二十一第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づいて処分を

2 内閣総理大臣は、第五十七条の十九、第五
一項の規定による意見陳述のための手続の区
分にかかるわらず、聴聞を行わなければならな
い。

十七条の二十又は第五十七条の二十一第一
項、第二項若しくは第四項の規定に基づいて
処分をすることとしたときは、書面により、
その旨を指定親会社又は対象特別金融商品取
引業者に通知しなければならない。

(適用除外)

第五十七条の二十五 第五十七条の三から第五十七条の七まで、第五十七条の八第一項、第五十七条の九及び第五十七条の十一の規定は、対象特別金融商品取引業者については、適用しない。

(指定親会社の主要株、
第三款 雜則)

(指定業会社の主要株主に関する指図 第五十七条の二十六 第三十二条第一項)

二項、第三二二項の二第一項並ては第三二二条の三第一項の規定は、指定親会社の株主又は出資者について準用する。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、指定親会社の主要株主（第二十九条の四第二項に

規定する主要株主をいう。以下この項において「同社」は二社の前項における「進出」の第三回

二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二

第一項若しくは第三十二条の三第一項の届出
若しくは措置若しくは対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは

—

財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査(前項において準用する第三十二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二第二項若しくは第三十二条の三第一項の届出若しくは措置又は当該対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

(外国会社に対するこの法律の規定の適用に當たつての技術的読替え等)

第五十七条の二十七 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に當たつての技術的読替えその他当該外国会社に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の三第一項中「第五十六条第一項」の下に「又は第五十七条の九」を加える。

第七十九条の二十八第一項第二号並びに第十七条の五十三第一項第一号及び第三項第一号十九条の五十三第一項第一号及び第三項第一号中「又は第五十四条」を「第五十四条又は第十五条の六第三項」に改める。

第八十二条第二項第二号中「第五十三条第三項」の下に「、第五十七条の六第三項」を加え、「若しくは第一百六条の二十八第一項」を「、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五第一項」に改め、同項第三号口中「若しくは外国金融商品取引所が」を「、外国金融商品取引所が第百五十五条の六若しくは」に改め、「認可を取り消された場合」の下に「若しくは外国金融商品取引清算機関が第百五十六条の二十の十四

第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合」を、「(外国金融商品取引所)の下に「又は外国金融商品取引清算機関」を加え、同号ハ中「第一百六条の三第一項の認可若しくは第一百六条の十七第一項の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)」を「主要株主(第一百六条の六第一項、第一百六条の二十第一項又は第一百五十六条の五の八に規定する主要株主又は第一百五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)」に、「若しくは第一百六条の二十一第一項」を「第一百六条の二十一第一項」に改め、「第一百六条の五の九第一項」に改める。

「第一百六条の十八第二項中「若しくは第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十八第一項若しくは第百五十五条の十第一項」を「第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百五十五条の六第一項」を「第一百五十五条の六第一項」に改め、「同号ニ中「又は第一百六条の二十一第一項」を「第一百六条の二十一第一項又は第一百五十六条の五の九第一項」に改め、同号ホ中「第一百五十六条の十七第一項若しくは第一百五十六条の十七第二項」の下に「第一百五十六条の二十第一項」を加える。

「第一百六条の十六第二項中「第一百六条の二十一第一項若しくは」及び「第一百六条の二十一第一項」に改め、「同号ニ中「又は第一百六条の二十一第一項」を「第一百六条の二十一第一項又は第一百五十六条の五の九第一項」に改め、「第一百六条の二十八第一項若しくは第百五十五条の六若しくは第二項の規定により第一項若しくは」及び「第一百六条の二十一第一項」を削る。

第一百六条の四第二項中「若しくは第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十八第一項若しくは第百五十五条の十第一項」を「第一百六条の二十八第一項若しくは第百五十五条の十第一項」と、「第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十八第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とあるのは「第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項若しくは第二項」と、「第一百六条の二十八第一項若しくは第二項」とあるのは「第一百五十五条の六第一項」を「第一百五十五条の六第一項」に改め、「第一百五十五条の六第一項」を「第一百五十五条の六第三項」に改める。

「前項の免許申請書」を「前項の免許申請書」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加えます。

「五百五十七条の六第三項」に改める。

（資本金の額）

第一百五十六条の五の二 金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。次条、第一百五十六条の五の五第一項から第五項まで、第一百五十六条の五の六第一項、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の五の九第一項及び第三項、第一百五十六条の五の十第一項、第一百五十六条の六第二項及び第三項、第一百五十六条の十二の二から第六条の十四まで並びに第一百五十六条の十七第一項において同じ。）の資本金の額

え、「若しくは第一百六条の二十八第一項」を削る。

「五百五十七条の六第三項」に改める。

（対象議決権保有届出書の提出）

第四 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

「五百五十六条の四第二項中「適合した」を「適合している」と改め、同項第三号中「若しくは第五十二条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第五十三条第三項」の下に「第五十七条の六第三項」を、「登録を取り消され」の下に「若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され」の下に「第一百五十六条の二十第一項若しくは第二項の規定により認可を取り消され」を加え、同項第四号中「口又はホ」を「からへまで」に改める。

「五百五十六条の五第二項中「規定による」を削り、同条の次に次の十条を加える。

（資本金の額）

第一百五十六条の五の二 金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。次条、第一百五十六条の五の五第一項から第五項まで、第一百五十六条の五の六第一項、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の五の九第一項及び第三項、第一百五十六条の五の十第一項、第一百五十六条の六第二項及び第三項、第一百五十六条の十二の二から第六条の十四まで並びに第一百五十六条の十七第一項において同じ。）の資本金の額

引清算機関の対象議決権を保有する場合

当該特別の関係にある者が保有する対象議

決権

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴取及び検査)

第百五十六条の五の四 内閣総理大臣は、前条

第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその者の書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関する必要な検査に限る。)をさせることができる。(主要株主に係る認可等)

第百五十六条の五の五 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときにおけるべきこと。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、金融商品取引清算機関の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

5 特定保有者は、前項本文の規定により金融商品取引清算機関の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

6 第三十条の二の規定は、第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。(主要株主に係る認可基準)

第百五十六条の五の六 内閣総理大臣は、第百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当ないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員に審問した場合には、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他内閣府令で定める場合において、金融商品取引清算機関の総株主

の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときに適用しない。

3 前項の場合において、金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 第百五十六条の四第二項(第一号を除く。)の規定は、前条第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。この場合において、

「第百五十六条の四第二項中「前項」とあるのは「第百五十六条の五の六第一項」と、「第百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とあるのは「第百五十六条の十七第一項若しくは第百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とある二項、第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項」と、「第百六条の二十八第一項」とあるのは「第百六条の二十八第一項」とある二項、第百五十五条の十第一項」とあるのは「第百六条の二十八第一項」とある二項、第百五十五条の六、第百五十五条の十第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第百五十六条の五の七 内閣総理大臣は、第百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当ないと認めるときは、当該主要株主に対し第百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他の監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 内閣総理大臣が、第百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、金融商品取引清算機関の保有基準割合

り認可申請者に通知しなければならない。

(主要株主に対する報告の徴取及び検査)

第百五十六条の五の八 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引清算機関の主要

株主(金融商品取引清算機関の保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者であつて、設立され、又は同項若しくは同条第四項ただし書の認可を受けているものをいう。以下この節において同じ。)に対し当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関する必要な検査に限る。)をさせることができる。

報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該金融商品取引清算機関の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができ

る。

合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のため

(主要株主に係る認可の失効)

第一項の認可を受けた者が当該認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき、又は保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしなかつたときは、当該認可は、その効力を失う。この場合において、当該認可を受けた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

金融商品取引清算機関の主要株主が保有する割合未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、第一百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可は、その効力を失う。この場合において、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

三第二項の規定は、第一百五十六条の五の五第一項から第五項まで、第一百五十六条の五の六第一項、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の九第二項及び前条の規定を適用する

場合について準用する。この場合において、
第一百五十六条の五の三第二項中「保有する」と
あるのは「取得し、又は保有する」と、同項第
一号中「有する」とあるのは「有し、又は有す
ることとなる」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の五の三第二項中「保有する」とあるのは「取得し、又は保有する」と、同項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は有す

関は、内閣府令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他内の内閣府令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

(資本の減少の認可等)

務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)

2 金融商品取引清算機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なけ

第一百五十六条の十三の見出し中「資本金の額

等」を「營業所等」に改め、同条中「第一百五十六條の三第一項第二号」を「第一百五十六条の三第一項第三号」に改める。

第一百五十六条の十四第一項中「口又は赤」を「からへまで」に改める。

卷之三

五百一十九の「五万」を五百二十と改める。

(報告の徵取及び検査)
第一百五十六条の十五 内閣総理大臣は、公益又

は投資者保護のため必要かつ適当であると認
ることを、金融商品取引清算機関、その監

あるときは、金融商品取引清算機関等の決算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関

から業務の委託を受けた者に対し当該金融商

品取引清算機関の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命

じ、又は当該職員に当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業

開元時以詩名而與王昌齡齊名者

平成二十一年五月十二日 参議院会議録第二十一号 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

債務引受業を行うことができる。

(免許の申請)

第百五十六条の二十の三 前条の免許を受けようとする者は、国内における代表者を定め、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 資本金の額又は出資の総額
- 三 本店又は主たる事務所の所在の場所
- 四 国内に事務所があるときは、その所在の場所

五 役員の役職名及び氏名

六 国内における代表者の氏名及び国内の住所

七 金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 次条第二項第一号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
- 二 定款(これに準ずるもの)を含む。以下この章において同じ。)

三 業務方法書

四 貸借対照表及び損益計算書

五 収支の見込みを記載した書類

六 未決済債務等(第百五十六条の二十の九

第一項に規定する未決済債務等をいう。次条第一項第五号において同じ。)の決済を行うために必要な担保の徴求の方法その他の当該決済の仕組み及び当該決済の業務を行

うための設備、人員その他の体制の概要を記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3

前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(免許審査基準)

第百五十六条の二十の四 内閣総理大臣は、前

条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

い。

一 免許申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可

その他の行政処分を受けた者であること。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するため十分であること。

三 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 金融商品債務引受業を健全に遂行するに

第一項若しくは第二項の規定により免許を

取り消され、第五十二条第一項、第五十三

条第三項、第五十七条の六第三項、第六十

六条の二十第一項若しくは第六十六条の四

十二第一項の規定により登録を取り消さ

れ、第六十条の八第一項の規定により許可

を取り消され、若しくは第六十六条の七第一

五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徵求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

二 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に該当するときを除く。)。

二 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わる日から五年を経過するまでの者であらざるとき。

三 免許申請者が第百五十六条の二十の十四

第一項若しくは第二項の規定により免許を

取り消され、第五十二条第一項、第五十三

条第三項、第五十七条の六第三項、第六十

六条の二十第一項若しくは第六十六条の四

十二第一項の規定により登録を取り消さ

れ、第六十条の八第一項の規定により許可

を取り消され、若しくは第六十六条の七第一

項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項、第六十五条の六、第六十五条の十第一項若しくは第六十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 免許申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 免許申請者の本店又は主たる事務所の所在する国この法律に相当する外國の法令を執行する当局の第六十八条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないと。

六 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(免許の拒否等)

第七百五十六条の二十の五 内閣総理大臣は、第

百五十六条の二十の三第一項の規定による免

許の申請があつた場合において、その免許を

与えることが適当でないと認めるときは、免

許申請者に通知して、当該職員をして審問を

行わせなければならない。

の免許を与えることとし、又はこれを与えないととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

(業務方法書)

第一百五十六条の二十の六 外国金融商品取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融商品債務引受けを行わなければならぬ。

(不)当な差別的取扱いの禁止

（特別清算手続等が開始されたときの手続等）
算機閥は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第百五十六條の二十の十 外国金融商品取引清算機関は、定款・金融商品債務引受業に係る部分に限る。又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（業務改善命令）

（検査に限る。）をさせることがで

第一百五十六条の二十の七　外国金融商品取引清算機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは職員又はこれらの職務にあつた者は、金融商品債務引受けに關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

2
が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する外国金融商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

破産手続、再生手続又は更生手続において、外国金融商品取引清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は

2 ときは、その免許を取り消すことができる。
内閣総理大臣は、外国金融商品取引清算機関が法令又は法令に基づく行政官庁の处分に違反したときは、第一百五十六条の二十の二の免許を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその国内における代表者(国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する

役員を含む。)の解任を命ずることができる。

(金融商品債務引受業の廃止の認可)

第一百五十六条の二十の十五 外国金融商品取引清算機関は、金融商品債務引受業を廃止しようとする場合には、内閣総理大臣の認可を受ければなければならない。

第三節 金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携

(他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可)

第一百五十六条の二十の十六 金融商品取引清算機関は、内閣総理大臣の認可を受けて、連携清算機関等(他の金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業を行なう者をいふ。以下同じ。)と連携金融商品債務引受業務を行うことを、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、連携清算機関等が金融商品取引清算機関等と同種類の業務を行う者をいふ。

(対象取引に係る清算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為として内閣府令で定める行為を業として行なう。以下同じ。)に関する契約を締結して連携金融商品債務引受業務を行うことができる。

2 前項の認可は、金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結する連携清算機関等ごとに受けなければならぬ。

3 前二節の規定にかかわらず、第一項の認可

を受けた金融商品取引清算機関(以下この節において「認可金融商品取引清算機関」といふ。)と連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結した連携清算機関等(金融商品取引の者に限る。)は、当該連携金融商品債務引受業務に係る金融商品債務引受業を行うことができ。

4 第三十条の二の規定は、第一項の認可について準用する。

(認可の申請)

第一百五十六条の二十の十七 前条第一項の認可を受けようとする金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 連携清算機関等の商号又は名称

三 連携清算機関等が金融商品取引清算機関

又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

四 連携清算機関等が金融商品取引清算機関の総額

五 連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在の場所

六 連携清算機関等の事務所があるところ

七 連携清算機関等の資本金の額又は出資の額

八 国内に連携清算機関等の事務所があるところ

九 連携清算機関等の役職名及び氏名

十 連携金融商品債務引受業務の対象とする債務の起因となる取引

五 連携金融商品債務引受業務の方法に関する事項

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 連携金融商品債務引受業務に係る契約書(以下「連携契約書」という。)の写し

二 連携金融商品債務引受業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イ 連携清算機関等が次条第二項第一号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

ロ 連携清算機関等の定款及び業務方法書(これに準ずるものとし、連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。以下この節において同じ。)

ハ 連携清算機関等の業務(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。)の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

二 連携清算機関等の貸借対照表及び損益計算書

ホ 連携清算機関等の收支の見込みを記載した書類

二 連携清算機関等の定款及び業務方法書並びに連携契約書の規定が法令に適合し、かつ、認可申請者及び連携清算機関等の定款及び業務方法書並びに連携契約書の規定が

行うために必要な担保の徴求の方法その他当該決済の仕組み及び当該決済の業務を行うための設備、人員その他の体制の概要を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

三 前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

四 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

五 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

六 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

七 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

八 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

九 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一〇 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一一 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一二 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一三 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一四 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一五 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一六 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一七 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一八 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一九 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二〇 前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に遂行するため十分であること。

三 認可申請者及び連携清算機関等が、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、連携金融商品債務引受業務に係る収支の見込みが良好であること。

四 認可申請者及び連携清算機関等が、その人的構成に照らして、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徵求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

六 定款若しくは業務方法書又は連携契約書において、認可申請者が負担した対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を確実に履行することが定められていること。

七 認可申請者が連携金融商品債務引受業務を行うことにより、金融商品債務引受業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないこと。

2

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一 連携清算機関等が外国の法令に準拠し、

当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。

二 連携清算機関等がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項若しくは第六十六条の四十二第一項の規定により登録を取り消された当該清算手続等が開始されたとき。

四 連携清算機関等の役員のうちに第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第一百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないと。

六 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（特別清算手続等が開始されたときの手続等）

第七百五十六条の二十の十九 連携清算機関等が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行った対象取引の相手方から金融商品債務引受業として受け、更改その他の方法により負担した当該対象取引に基づく債務）当該清算参加者から当該対象取引に係る清算手続等が開始された当時既に第七百五十六条の二十の十八

第一項第六号に該当していたこと又は当該認可に係る連携清算機関等が同項第一号から第五号までのいずれかに該当していたことが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

（認可の取消し）

第七百五十六条の二十の二十 内閣総理大臣は、

第七百五十六条の二十の十六第一項の認可について、認可金融商品取引清算機関が当該認可を受けた当時既に第七百五十六条の二十の十八

第一項第六号に該当していたこと又は当該認可に係る連携清算機関等が同項第一号から第五号までのいずれかに該当していたことが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

（変更の認可）

第七百五十六条の二十の二十一 認可金融商品取引清算機関は、第七百五十六条の二十の十七第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は

第七百五十六条の二十の二十一第一項、第七百六十六条の二十一第一項、第七百六十六条の二十一第一項の規定により認可を取り消され、第六十条の八第一項の規定により許可を取り消され、若しくは第七百六十六条の七第一項、第七百六十六条の二十一第一項、第七百六十六条の二十一第一項の規定により登録を取り消された当該清算手続等が開始されたとき、認可の取消しの場合は、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 連携清算機関等の役員のうちに第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第一百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないと。

六 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（特別清算手続等が開始されたときの手続等）

第七百五十六条の二十の十九 連携清算機関等が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行った対象取引の相手方から金融商品債務引受業として受け、更改その他の方法により負担した当該対象取引に基づく債務）当該清算参加者から当該対象取引に係る清算手続等が開始された当時既に第七百五十六条の二十の十八

第一項第六号に該当していたこと又は当該認可に係る連携清算機関等が同項第一号から第五号までのいずれかに該当していたことが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

（認可の取消し）

第七百五十六条の二十の二十 内閣総理大臣は、

第七百五十六条の二十の十六第一項の認可について、認可金融商品取引清算機関が当該認可を受けた当時既に第七百五十六条の二十の十八

第一項第六号に該当していたこと又は当該認可に係る連携清算機関等が同項第一号から第五号までのいずれかに該当していたことが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

（変更の認可）

第七百五十六条の二十の二十一 認可金融商品取引清算機関は、第七百五十六条の二十の十七第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は

第七百五十六条の二十の二十一第一項、第七百六十六条の二十一第一項、第七百六十六条の二十一第一項の規定により認可を取り消され、第六十条の八第一項の規定により許可を取り消され、若しくは第七百六十六条の七第一項、第七百六十六条の二十一第一項、第七百六十六条の二十一第一項の規定により登録を取り消された当該清算手続等が開始されたとき、認可の取消しの場合は、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

たときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する連携清算機関等は当該請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 破産手続、再生手続又は更生手続において、連携清算機関等が有する前項に規定する同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

（2 破産手続、再生手続又は更生手続における連携清算機関等の権利）

て、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める取引（前号に掲げる取引を除く。）金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受け業務を行う場合は、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関

第二節 取引情報の保存及び報告等

（金融商品取引清算機関等による取引情報の保存及び報告）

第一百五十六条の六十三 金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この節において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報（前条各号に掲げる取引その他取引清算機関をいう。以下この節において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報（前条各号に掲げる取引その他取引清算機関等を勘案して内閣府令で定めた取引に関する情報のうち、当該金融商品取引清算機関等が当該取引に基づく債務を負担した取引に係るもの）をいう。以下この節において同じ。）について内閣府令で定める事項に關する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 金融商品取引清算機関等は、内閣府令で定めるところにより、その保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告）

第一百五十六条の六十四 金融商品取引業者等

は、内閣府令で定めるところにより、取引情報（投資者保護のため、その取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報（清算集中等取引情報を除く。））をいう。以下この章において同じ。）について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、その保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（取引情報の公表）

第一百五十六条の六十六 内閣総理大臣は、第五十六条の六十三第二項、第五十六条の六十四第二項及び前条第二項の規定による報告の対象となつている取引について、その規模その他当該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、金融商品取引清算機関等又は取引情報蓄積機関（第五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報蓄積業務（取引情報の収集及び保存に係する業務）を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の取引情報を収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者をいう。）に対し、取引情報を提供した場合には、適用しない。

（取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告）

第一百五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

（取引情報蓄積業務を行う者の指定）

第一百五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

（取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告）

第一百五十六条の六十五 取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、取引情報のうち、取引情報蓄積業務の対象とする取引に係るものについて内閣府令で定める事項に關する記録を作成し、これを保存しなければならない。

は、内閣府令で定めるところにより、取引情報（投資者保護のため、その取引の状況を明確にする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報（清算集中等取引情報を除く。））をいう。以下この章において同じ。）について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、その保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国人の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第百五十六条の八十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、

（取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告）

第一百五十六条の八十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人（法人でない団

体で代表者又は管理人の定めのあるもの

及び外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を含む。)の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。本において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過している者を含む。

本 第五百六条の八十三第一項の規定又

はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 取引情報蓄積業務を行つる営業所又は事務所の名称及び所在地

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

2 前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付しなさい。

(指定の申請)

第百五十六条の六十八 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他の他取引情報蓄積業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 取引情報蓄積業務の対象とする取引

五 取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 業務規程

四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書

五 収支の見込みを記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしたときは、取引情報蓄積機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

することができる。

(取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限)

第百五十六条の六十九 取引情報蓄積機関の代表者及び常務に従事する役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、金融商品取引業者等その他の内閣府令で定める法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は金融商品取引業その他の内閣府令で定める事業を営んではならない。

(秘密保持義務)

第百五十六条の七十 取引情報蓄積機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、取引情報蓄積業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(取引情報蓄積機関の業務)

第百五十六条の七十一 取引情報蓄積機関は、この節の規定及び業務規程の定めるところにより、取引情報蓄積業務を行うものとする。

(兼業の制限)

第百五十六条の七十二 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務規程の認可)

3 第百五十六条の七十四 取引情報蓄積機関は、

取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けて了承したときは、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、当該承認を受けた業務を廃止したときは、この限りでない。

官 報 (号外)

の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。) 又は取引情報蓄積機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)に改め、同条第五号中「又は第五十六条の三十三第一項」を「第一百五六条の三十三第一項又は第五十六条の八十一」に改め、同条第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 第百五十六条の六十六第二項の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。

二十六の三 第百五十六条の六十九の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

第二百九第十号中「又は第五十六条の五十四」を「第一百五十六条の五十四又は第五十六条の七十六」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一百三十条中「は、保険会社」の下に「又は保険会社及びその子会社等」を加える。

第二百七十二条の二十八の次に次の二条を加える。

(保険持株会社に係る健全性の基準)

第二百七十二条の二十八の二 内閣総理大臣は、次に掲げる額を用いて、保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として当該保険持株会社の子会社で

あるものとの代表者又は管理人を含む。)

又は取引情報蓄積機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)に改め、同条第五号中「又

ある保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一 保険持株会社及びその子会社等における

資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額

二 当該保険持株会社の子会社等が引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の

理由により発生し得る危険であつて通常の

予測を超えるものに対応する額として内閣

府令で定めるところにより計算した額

二百七十二条の二十九第二項中「前項」を

「第一項」に改め、「改善計画の提出を求めるこ

とを含む。」を削り、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を

求めることを含む。次項において同じ。)で

あつて、保険持株会社の子会社である保険会

社における保険金等の支払能力の充実の状況

によつて必要があると認めるときにするもの

は、保険持株会社の子会社である保険会社に

おける保険金等の支払能力の充実の状況に係

る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるも

のでなければならない。

第二百七十二条の四十二項中「職員につい

て」の下に「、第二百七十二条の二の規

定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について」を、「第二百七十二条の二の規

定」を「及び第二項」を加え、「同

条第二項の規定」を「同条第三項の規定」に改め

る。

第三百十一条の三第一項第三号中「第二百七十二条の二十九」を「第二百七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

三百三十三条第一項第六十七号中「第二百七十二条の二十九」を「第二百七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

第四十九条第一項中「第五十八条第四項」の下に「(同法第七十条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第六十二条第二項」の下に「及び第四項並びに第六十三条第一項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め

る。

第三百十一条の三第一項第三号中「第二百七十二条の二十九」を「第二百七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

三百三十三条第一項第六十七号中「第二百七十二条の二十九」を「第二百七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

て二億円以下の罰金刑を、その人に対しても同項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

8 第五項又は第六項の規定により刑に処せられた者は、新金融商品取引法の規定に違反し、刑に処せられた者とみなす。

(商品先物取引法の一部改正)

第六条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八十二条第一項中「店頭商品デリバティブ取引」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」を「が商品取引債務引受業等として引き受け又は金融商品債務引受業等として引受け、更改その他の方法により負担を受け、更改その他の方法により負担した」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

二十四条第一項第一号中「又は第五十三条第三項」を「第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条第一項第一号及び第四項並びに第五号の一部を次のように改正する。

二十四条第一項第一号中「又は第五十三条第三項」を「第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項」に改める。

(商品先物取引法の一改正に伴う調整規定)

第七条 施行日が商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の施行の日前である場合には、前条(見出しを含む。)中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」と、「店頭商品デリバティブ取引」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」とあるのは「が引き受けた」と、「商品取引債務引受業等として引き受けた」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」と、「商品取引債務引受業等として引き受け又は金融商品債務引受業等として引受け、更改その他の方法により負担を受け、更改その他の方法により負担した」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

二十四条第一項第一号中「又は第五十三条第三項」を「第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項」に改める。

(九) 金融商品取引法第百五十六条の二十の二(免許)の外
国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許
(+) 金融商品取引法第百五十六条の二十の十六第一項
(他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可)

免許件数
一件につき十五万円

第十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「マまで」を「ヶまで」に改め、同条第三号中「マをケとし、ルからヤまでをヲからマまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 指定親会社(金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。)

第十二条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ヶまで」を「フまで」に改め、同条第三号中「ヶをフとし、ツからマまでをネカラケまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ 取引情報蓄積機関(金融商品取引法第六十五条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。)

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

平成二十二年五月十二日 参議院会議録第二十一号 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月十一日

国土交通委員長 椎名 一保

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示、当該貨物油の積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)の一部を

次のように改正する。

目次中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加え

る。

第五条の三に次の二条を加える。

3 船舶から排出された油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に

防止する必要があるものとして政令で定める海域においては、当該海域において滞留する

おそれのあるものとして国土交通省令で定め

る性状又は種類の油をばら積みの貨物又は燃

料油として積載した船舶を航行させてはなら

ない。ただし、船舶の安全を確保し、又は人

命を救助するために必要な場合は、この限り

でない。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「を行なわせる」を「(第八条の二第四項の船舶間貨物油積替作業管理者が行うものを除く。)を行わせる」に改める。

第七条第一項中「次条第一項」の下に「及び第八条の二第一項」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

(船舶間貨物油積替作業手引書等)

第八条の二 他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)の船舶所有者は、当該積替え(以下「船舶間貨物油積替え」という。)に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するため遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替え手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

第六条 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

第七条 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

第八条 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

上の基準は、国土交通省令で定める。

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続

く貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替作業手引書(以下「船舶間貨物油積替作業手引書」という。)に従つて行わなければ

ならない。

4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物

油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

第五条の船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうちに周知させなければならない。

第六条 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち

で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行なう時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができる。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行なうとする海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該タンカーからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止のために必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域で定める特別の用途に供される原動機である。

二 窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の用に供されれる原動機であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けたもの

三 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める特別の用途に供される原動機

第十九条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第三号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいづれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、第三項の規定による命令につい

ては、適用しない。

第九条第一項中「第五条の三及び」を「第五条の三第一項及び第二項並びに」に、「前条」を「第八条」に改める。

第十九条の三中「及び能力」を「能力及び用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ。」を「次に各号に該当するものを除く。」に改め、同項に次の各号を加える。

第十九条の五及び第十九条の六中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十九条の七第一項中「国土交通省令で定める船舶(以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。)に原動機を設置する船舶所有者」を「船舶所有者は、船舶に原動機(第十九条の四第一項各号に掲げる原動機を除く。以下同じ。)を設置するとき」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第三項及び第四項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の八中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の九第一項に改める。

第十九条の二十一第一項中「適合する燃料油」の下に「(以下「基準適合燃料油」という。)」を加え、同項第二号中「政令で定める基準に適合しない」を「基準適合燃料油以外の」に改め、同条に次の四項を加える。

第十九条の二十二第一項中「基準適合燃料油の入手法を予定していた場所において入手できなかつた場合に於ける燃料油(国土交通省令で定めた品質のものを除く。)の使用については、適用しない。

四 第一項(第二号を除く。)、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項に、「及び」を「並びに」に改める。

第十九条の十五第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の十六第二項中「第十九条の九」を「第十九条の九第一項」に改める。

第十九条の九第一項に改める。

第十九条の十七第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の二十一第一項中「適合する燃料油」の下に「(以下「基準適合燃料油」という。)」を加え、同項第二号中「政令で定める基準に適合しない」を「基準適合燃料油以外の」に改め、同条に次の四項を加える。

第十九条の二十二第一項中「基準適合燃料油の入手法を予定していた場所において入手できなかつた場合に於ける燃料油(国土交通省令で定めた品質のものを除く。)の使用については、適用しない。

四 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手法を予定していた場所において入手できなかつた場合に於ける燃料油(国土交通省令で定めた品質のものを除く。)の使用については、適用しない。

三 窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のため、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて運転する場合

第十九条の九に次の二項を加える。

4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶(外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとして、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。)の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

第十九条の十第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第四項中「第十九条の四から第十九条の七まで」を「第十九条の四第一項(第二号を除く。)、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項に、「及び」を「並びに」に改める。

第十九条の十五第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第二項中「同条第三項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第二号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶(外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとして、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。)の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

5 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使

用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十九条の二十一の次に次の一条を加える。
(燃料油変更作業手引書)

第十九条の二十一の二 航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更(国土交通省令で定める方法によるものに限る。)をする船舶の船舶所有者は、当該燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならぬ。

第十九条の二十一の二 航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更(国土交通省令で定める方法によるものに限る。)をする船舶の船舶所有者は、当該燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならぬ。

(揮発性物質放出防止措置手引書)

第十九条の二十四の二 原油の輸送の用に供するタンカー(以下「原油タンカー」という。)の船舶所有者は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行なう者が、当該原油タンカーからの揮発性有機化合物の放出を

防止するために遵守すべき事項について、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これと同様に次のよう

発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該原油タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 前項の規定による揮発性物質放出防止措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 原油タンカーの船長は、第一項の揮発性物質放出防止措置手引書(以下「揮発性物質放出防止措置手引書」という。)に定められた事項を、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該原油タンカーに係る業務を行う者のうち貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

第十九条の二十五中「船舶を」を「特別の用途のものを」に改め、「設備」の下に「(オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)」を加える。

第十九条の三十七第一項中「及び当該大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、「第七条の二第二項」の下に「若しくは第八条の二第二項」を加え、「又は第十九条の七第四項」を「第十九条の七第四項」に改め、「第十九条の二十六第二項」の下に「又は第十九条の二十四の二第二項」を加え、「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、「第十九条の四十八第一項及び第十九条の五十五第一項中「掲示された海洋汚染防止措置設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十九条の三十八中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の三十九中「掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十一第一項及び第二項中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十一第二項中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十三第二項中「(大気汚染防止検査対象設備)」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十四中「及び大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「当該大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

原油タンカー

当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された揮発性物質放出防止措置手引書

第十九条の三十六の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に、「又は海洋汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書」に加える。

第十九条の四十一第一項及び第二項中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十四中「及び大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「当該大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、当該各項の刑を科する。

附則第十条第二号中「第二議定書が効力を生ずる日」を「発効日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年七月一日(以下この条及び次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

二 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定 施行日前の政令で定める日

三 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六条第一項及び第七条第一項の改正規定、同法第八条の次に二条を加える改正規定第六号に掲げる部分を除く。)、同法正規定第六号に掲げる部分を除く。)、同法

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定、同法第九条第一項の改正規定(第五条の三及び)を「第五条の三第一項及び第二項並びに改める部分に限る。)及び同法第五十七条第一号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

六 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第八条の次に二条を加える改正規定(第八条の三に係る部分に限る。)、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第五十五条第一項第一号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十七条第二号の次に三号を加える改正規定(同条第二号の三及び第二号の四に係る部分に限る。) 平成二十四年四月一日

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

4 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政

法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第十五の五十三、第二十五条の五十六、第二十

5 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の相当検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

6 船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーは、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該揮発性物質放出防止措置手引書について相当検査を行い、相当技術基準に適合すると認めたものとみなす。

7 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十九第二項、第二十五条の五十一、第二

第一項による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第十九条の四十六第一項の規定による登録を受けた者をいう。以下この条において同じ。)は、施行日前において「揮発性物質放出防止措置手引書」という。)について、新法第十九条の三十六又は十九条の四十六第二項に規定する検査に相当する検査(以下この条において「相当検査」という。)を行なうことができる。

2 國土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準(第六項において「相当技術基準」という。)に適合すると認めたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書に相当する証書(以下この条において「相当証書」という。)を交付しなければならない。

3 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 國土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

5 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の相当検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

6 船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーは、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該揮

7 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十九第二項、第二十五条の五十一、第二

五条の五十七(第二十五条の三十第四項及び第二十五条の五十五の規定の準用に係る部分を除く。)、第二十五条の五十八(第一項第一号、第二号、第三号(第二十五条の五十及び第二十五条の五十二に係る部分に限る。)、第七号(第二十五条の五十五に係る部分に限る。)及び第八号並びに第二項第一号(第二十五条の五十八第一項第一号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二号(第二十五条の五十七の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十三第四項及び第二十五条の五十五に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の五十九から第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二(第一号から第三号までに係る部分を除く。)の規定は、第一項の規定により船級協会が相当検査を行う場合について準用する。

8 假りその他不正の行為により相当証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

9 日本の船級協会の役員又は職員が、相当検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

10 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないとときは、その価額を追徴する。

11 第九項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

12 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

13 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

14 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

15 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に罰金を課す。

17 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正當な理由がないのに第七項において準用する同条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、三十万円以下の過料に処する。

18 第四条 新法第八条の二の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間は、適用しない。

一 附則第一条第三号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶(次号に掲げる船舶を除く。) 同日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(船舶間貨物油積替作業手引書を除く。)についての同条若しくは新法第十九条の三十八の規定による定期検査若しくは中間検査(新法第十九条の四十六第二項の規定によりこれら の検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。)が開始される日又は附則第一条第六号に定める日のいずれか早い日

二 外国船舶 附則第一条第六号に定める日

第五条 新法第八条の三第一項の規定による通報は、同条の規定の例により、附則第一条第六号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

第六条 第二条の規定による改正後の海洋汚染及

第三条 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第二号に定める日前においても、その申請を行うことができない。新法第十九条の四十六第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第四条 新法第八条の二の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間は、適用しない。

一 附則第一条第三号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶(次号に掲げる船舶を除く。) 同日以後最初に行われる新法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、適用しない。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)が開始される日までの間は、新法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、適用しない。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審查報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を
改正する法律案

平成二十二年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿 環境委員長 山谷えり子

一 委員会の決定の理由

本法律案は、最近における廃棄物の処理を確
ぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確
保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保
管に係る届出制度の導入、産業廃棄物管理料制
度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導
入及び廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確
保するための措置の強化を行うとともに、廃棄
物の不法投棄等に関する罰則の強化等を行おう
とするものであり、妥当な措置と認める。

一
費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

提出書類責任の在り方に置いては、不適正
処理の状況を踏まえ、今後とも責任の強化・徹
底の観点から適宜必要な見直しを行うこと。特

一、優良な産業廃棄物処理業者の許可の有効期間に係る特例については、許可期間をめぐつて都道府県、排出事業者及び処理業者の間で混乱が生じないよう適切に対処すること。また、処理業者の優良化がより一層図られるよう、優良化の認定やインセンティブ等の在り方について引き続き検討すること。

二、電子マニフェストについては、その普及拡大のため、特に処理業者の加入を促進するとともに、産業廃棄物の排出量、受託件数等に応じて、一定規模以上の排出事業者や処理業者への義務付けを検討すること。

四、廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあることから、廃棄物の焼却時のサーキュラリサイクルを積極的に進めるとともに、収集運搬の効率化やバイオマスの利活用、施設の更新等、廃棄物分野における温暖化対策を総合的に進めること。

五、廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、拡大生産者責任の強化等、廃棄物処理法において従来より課題とされている事項について今後とも検討すること。また、廃棄物の適正処理のみでは持続可能な循環型社会の実現は困難なことから、総合的な見地から、廃棄物・リサイクル制度の在り方にについて、関係省庁一体となつて検討を行うこと。

に、建設系廃棄物に係る排出事業者の元請業者への一元化については、都道府県及び関係業界との連携の下、その周知徹底を図るとともに不適正処理の防止に努めること。

六、放射性廃棄物に起因する放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性廃棄物が廃棄物等のリサイクルや処分において非意図的に混入し、汚染が拡散することのないよう対策に努めること。

七、希少な資源の有効利用を図るため、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの効率的な回収について検討を行うとともに、資源戦略の観点から、低未利用の希少資源に係る回収・活用の技術開発について積極的に取り組むこと。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を
右決議する。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十二年四月三十日

立正一千一百一十五年四月二十日
參議院議長 江田 五月殿 衆議院議長 橫路 孝弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を

改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十 五年三月三十日法律第百三十二号)の一部並んで この法律

五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「同条第一項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五条の見出し中「保持」を「保持等」に改め、同項第六項を同条第七項とし、同条第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

第六条の二第一項中「第七条の四第一項第二号」を「第七条の四第一項第五号」に、「第九条の三第十一項」を「第九条の三第十二項」に、「第十四条の三の二第一項第二号」を「第十四条の三の二第一項第五号」に改める。

第七条第五項第四号二中「第七条の四若しくは第十四条の三の二」を「第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これららの規定を)に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「ある場合」の下に「(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)」を加え、「及び」を、「第八条の五第六項及び」に改め、同号末中「第十四条の二」の下に「(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「第七条の二第三項」を「次条第三項」に改め、同号末中「第七条の二第三項」を「次条第三項」に改める。

第七条の四第一項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中「から又まで」を「からへまで又はチから又まで」に改め、「至つたとき」の下に「(前三号に該当する場合を除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項の前に次の三号を加える。

2 県知事の検査を受けなければならない。
前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第八条の三の見出し中「維持管理」を「維持管理等」に改め、同条中「もの」の下に「。次項において

廃棄物の最終処分場について第八条第一項の許可を受けた者が前条第一項又は第二項の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（次項において「旧設置者等」という。）は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第八条の二の二第一

定めることにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継

同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

項、第八条の三、第八条の四、第九条の二第一項及び第九条の四の規定(これらの規定に係る

統して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る)又は同号トに該当するに至つたとき。

施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めることにより、インターネットの利用その他

定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第九条の四に規定する一般廃棄物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項の規定(同項の規

3 第一項の認定を受けた者(以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。)が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処

第七条第五項第四号チから又まで(同号口若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑罰に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいづれかに該当するに至つたとき。

の適切な方法により公表しなければならない。
第八条の五第六項中「設置者」の下に「又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法

定に係る罰則を含む)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。

分については、第七条第十三項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分(第九条の二の四第一項の

三 第七条第五項第四号チから又まで(同号一に係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

八条の三第一項に改める。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に限り、当該最終処分場を廃止することをできる。)

認定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分」とする。

第八条の二の次に次の一条を加える。

第九条の二の第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するとき」の下に「又は特定一般障害者等の二第一項の目並に最長年齢の介護りの被服者等の二第一項の目並に

第九条の二の四 第八条第一項の許可に係る一般 係る特例

4 第八条の二の二の規定は認定熱回収炉設置者については、適用しない。

第八条の二の二 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物

某物最終処分場の設置者が第ノ条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときを加え、同条の次に次の二条を加える。

廃棄物処理施設であって、(回収)廃棄物をあつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)の機

者道府県知事は、認定棄回し方語調査報告書を参考に、各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府

(許可の取消しに伴う措置)
第九条の二の三 一般廃棄物処理施設である一般

能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で

6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に
関し必要な事項は、政令で定める。

官報(号外)

<p>第九条の三第五項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に、「同項」を「第一項」に、「第七項」を「第八項」に改め、「もの」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。</p>
<p>6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>第九条の八第六項中「認定」の下に「及び第六項の変更の認定」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「とき」の下に「又は当該認定を受けた者が第六項若しくは前項の規定に違反したときは」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第十九条の三の規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含む。)」を、「第十八条第一項の規定」の下に「(同項の規定に係る罰則を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。</p>
<p>6 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>第九条の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該再生利用の用に供する施設</p>
<p>6 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>

第十二条の二第十二項を同条第十四項とし、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「場合に」は「の下に」、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「第三項後段」を「第四項後段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項から第四項まで又は第三項から第五項まで若しくは」に、「又はこれらを「これら」に改め、「送付を受けたとき」の下に「又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたとき」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項後段」を「第三項後段」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）を「管理票交付者に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え
る。
2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
第十二条の四第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第三項若しくは第四項」を「同条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「前条第三項前段若しくは第五項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項若しくは第三項」を「前条第三項若しくは第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同

2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定によつてはならない。ただし、次条第一項に規定する管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けず、電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理セセンターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。

第二十二条の五第二項中「第二十二条の三第二項及び第三項」を「第二十二条の三第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「第二十二条の三第三項若しくは第四項」を「第二十二条の三第四項若しくは第五項」に改め、同条第五項中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に改め、同条第十項中「又は第四項」を「第四項」に改め、「含むとき」の下に「又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたとき」を加える。

第二十二条の六第一項中「第九項」を「第十項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十三条の十三第五号中「不適正に」の下に「保管、収集、運搬又は」を加える。

第二十四条第二項及び第七項中「下らない」の下に「期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して」を加え、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十一

13 条第十一項の次に次の二項を加える。

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

第十四条の三の二第一項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中「からへまで」を「又はハからホまで」に改め、「とき」の下に「(前三号に該当する場合を除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号口若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号口若しくはヘに該当するに至つたとき。

二 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号)
イ(第七条第五項第四号口若しくはハ(第二十
五条から第二十七条までの規定により、又は
暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律の規定に違反し、刑に処せられたことに
よる場合に限る。)又は同号トに係るものに限
る。)又は第十四条第五項第二号口に係るもの
に限る。)に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号)
イ(第七条第五項第四号ニに係るものに限
る。)に係るものに限る。)に該当するに至つた
とき。

第十四条第五項第二号ハからホまで(同号)

号」を「第十四条の三の二第一項第五号」に、「同項
第三号」を「同項第六号」に改める。
第十五条の二の六第一号中「第十五条の二の二」
を「第十五条の二の三第一項」に改め、同条を第十
五条の二の七とする。

第十五条の二の五第三項中「第十五条の二の五
第一項ただし書」を「第十五条の二の六第一項ただ
し書」に改め、同条を第十五条の二の六とし、第
十五の二の四を第十五条の二の五とし、第十五
条の二の三を第十五条の二の四とする。

第十五条の二の二の見出し中「維持管理」を「維
持管理等」に改め、同条中「第十五条の二の五第一
項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、「もの」

の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次
を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五
項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管
理産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けてい
る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を
適正に行うことが困難となり、又は困難となる
おそれがある事由として環境省令で定める事由
が生じたときは、環境省令で定めるところによ
り、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書
面により通知しなければならない。

14 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管
理産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通

知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の
日から環境省令で定める期間保存しなければな
らない。

(定期検査)
第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者
(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施
設について同条第一項の許可を受けた者に限
る。)は、当該産業廃棄物処理施設について、環
境省令で定めるところにより、環境省令で定め
る期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなけ
ればならない。

第九条の四、第十八条第一項、第十九条第一項
及び第二十二条の規定(これらの規定に係る罰
則を含む。)の適用についてはなお産業廃棄物処
理施設の設置者と、第二十二条の二第一項の規
定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用につ
いてはなお同項に規定する設置者のみなす。

2 前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前
条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合
しているかどうかについて行う。

第十五条の三第一項第三号中「第十五条の二の二」
を「第十五条の二の六第一項」に改め、「該當
するとき」の下に「又は特定産業廃棄物最終処分
場の設置者が第十五条の二の四において読み替え
て準用する第八条の五第一項の規定による維持管
理積立金の積立てをしていないとき」を加え、同
条の次に次の二条を加える。

(許可の取消しに伴う措置)

第十五条の三の二 産業廃棄物処理施設である产
業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項
の許可を受けた者は、当該産業廃棄物処理施設の
維持管理の状況に関する計画及び当該産業廃
棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であ
る。環境省令で定めるところにより、インター
ネットの利用その他の適切な方法により公表し
なければならない。

第十五条の二の二を第十五条の二の三とし、第十
五条の二の三、第十五条の二の四において読み
替えて準用する第八条の四、第十五条の二の
七、第十五条の四において読み替えて準用する

第九条の四、第十八条第一項、第十九条第一項
及び第二十二条の規定(これらの規定に係る罰
則を含む。)の適用についてはなお産業廃棄物処
理施設の設置者と、第二十二条の二第一項の規
定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用につ
いてはなお同項に規定する設置者のみなす。
2 旧設置者等は、環境省令で定めるところによ
り、あらかじめ当該最終処分場の状況が第十五
条の二の六第三項において読み替えて準用する
第九条第五項に規定する技術上の基準に適合し
ていることについて都道府県知事の確認を受け
たときに限り、当該最終処分場を廃止すること
ができる。

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る
産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有
するもの(以下この条において「熱回収施設」と
いいう。)を設置している者は、環境省令で定める
ところにより、次の各号のいずれにも適合して
いることについて、都道府県知事の認定を受け
ることができる。

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る
産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有
するもの(以下この条において「熱回収施設」と
いいう。)を設置している者は、環境省令で定める
ところにより、次の各号のいずれにも適合して
いることについて、都道府県知事の認定を受け
ることができる。

2 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、繼
続して行うに足りるものとして環境省令で定
められた、申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、繼
続して行うに足りるものとして環境省令で定
められた。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとに
その更新を受けなければ、その期間の経過によ
つて、その効力を失う。

第一項の認定を受けた者(以下この条において「認定熱回収施設設置者」という)が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処理に分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分)」とする。

4 第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。

5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののはか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の四の二第二項中「第九条の八第二項」を「第九条の八第三項」に、「前項」を「第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項から第六項まで」に改め、「者について」の下に「同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項の規定は第一項の認定を受けた者について」を加え、「同条第五項及び第六項の」を「同条第九項の」に、

六項の変更の認定において読み替えて準用する同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第十三項及び第十五項」を「同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の二第一項第三号」とあるのは「第十五条の四の二第一項第三号」と読み替えるものとする」を「同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の二第一項第三号」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定めるに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該再生利用の用に供する施設

第十五条の四の三第三項中「及び第八項」を「の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項及び第九項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第十項に、「準用する」を「同条第十一項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する」に、「第十三項及び第十五項」を「第十五項及び第十七項」に、「第十三項、第十五項及び第十六項」を「第十五項、第十七項及び第十八項」に改

め、「特別管理産業廃棄物処分業者」の下に「と、
同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五
条の四の三第二項第二号」を加える。
第十五条の四の四第三項中「及び第五項」を「か
ら第六項まで」に、「同条第六項及び第八項」を「同
条第七項及び第九項」に、「第十三項及び第十五
項」を「第十五項及び第十七項」に、「第十三項及び
第十六項」を「第十五項及び第十八項」に改め、「特
別管理産業廃棄物処分業者」の下に「と、同条第
六項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四
の四第二項第一号」を加える。
第十五条の四の五第三項第一号を次のように改
める。
二 申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に
委託して適正に処理することができると認め
られること。
第十五条の四の五第三項に次の一号を加える。
三 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委
託して行おうとする者である場合にあつて
は、その国外廃棄物を国内において処分する
ことにつき相当の理由があると認められること
と。
第十五条の四の六中「から第五項まで及び」を
「から第七項まで、」に、「から第五項までの」を「か
ら第七項まで及び第十九条の六第一項の」に改
め、「規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含
む。)」を加える。
第十八条第一項中「若しくはこれら」を「又はこ
れら」に、「若しくは処分を」を「又は処分を」に、
「若しくは」を「又は」に、「情報処理センター又

は」を「情報処理センターや」に、「占有者若しくは」を「占有者又は」に改め、「行つた者」の下に「その他の関係者」を加え、同条第二項中「限度において」の下に「第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(次条第二項において「再生利用認定業者」という)、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(次条第二項において「広域的処理認定業者」という)若しくは」を加える。

第十九条第一項中「事業者若しくは」を「事業者」に、「の事務所若しくは事業場」を「その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所」に改め、同条第二項中「その職員に」の下に「再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは」を加え、「若しくは事業場」を「事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項」に改める。

第十九条の四第一項中「の処分」を「の収集、運搬又は処分」に、「当該処分」を「当該収集、運搬又は処分」に改める。

第十九条の四の二第一項中「に係る処分」を「に係る収集、運搬又は処分」に、「処分の」を「収集、運搬又は処分」に改め、同項第二号中「当該処分」を「当該収集、運搬又は処分」に、「第九条の九第一項」を「第九条の九第九項」に改める。

第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準」を「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」に改め、「特別管理産業廃棄物処理基準」の下

に「又は特別管理産業廃棄物保管基準」を加え、「産業廃棄物の処分」を「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」に、「処分を行つた者が」を「保管、収集、運搬又は処分を行つた者が」に改め、「輸入した者」の下に「(その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。)」を加え、同項第一号中「処分」を「保管、収集、運搬又は処分」に改め、同項第二号中「第十二条第三項若しくは第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項」を「第十二条第三項若しくは第四項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項」に改め、同項第二号中「第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項」を「第十二条第三項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項」に改め、同項第三号口中「第十二条の三第三項前段」を「第十二条の三第三項前段」に改め、同号ハ中「第十二条の三第三項後段」を「第十二条の三第三項後段」に改め、同号二中「第十二条の三第三項若しくは第四項」を「第十二条の三第四項若しくは第五項」に改め、同号ホ中「第十二条の三第五項、第八項又は第九項」を「第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項」に改め、同号ヘ中「第十二条の三第七項」を「第十二条の三第八項」に改め、同号ヲを同号ルとし、同号リを同号ヌとし、同号ヲを同号ト中「第十二条の四第二項又は第三項」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者 第十九条の五第一項第四号中「処分を」を「保管、収集、運搬若しくは処分を」に、「前二号に掲

げる」を「前三号に掲げる」に、「処分若しくは前二号」を「保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託していた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)を除く。)

第十九条の六第一項中「とし、当該処分」を「とし、当該収集、運搬又は処分」に、「処分である」を「収集、運搬又は処分である」に、「処分の」を「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同項第二号中「処分」を「収集、運搬又は処分」に、「第十二条第五項、第十二条の二第七項」を「第十二条第七項、第十二条の二第七項」に、「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改める。

第十九条の七第四項中「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同条に次の二項を加える。

二項又は第三項」を「第十二条の三第三項又は第四項」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者 第十九条の五第一項第四号中「処分を」を「保

管、収集、運搬若しくは処分を」に、「前二号に掲

げる」を「前三号に掲げる」に、「処分若しくは前二号」を「保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託していた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)を除く。)

第十九条の八第四項中「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同条に次の二項を加える。

二項、第三条の十三、第十三条の十五並びに第十六条の三第二項及び第三項、第十三条の十

た費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。

第十九条の八第四項中「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第二項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、都道府県知事は当該特定産業廃棄物最終処分場に係る第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。

第十九条の六第一項中「とし、当該処分」を「とし、当該収集、運搬又は処分」に、「処分である」を「収集、運搬又は処分である」に、「処分の」を「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同項第二号中

「処分」を「収集、運搬又は処分」に、「第十二条第五項、第十二条の二第七項」を「第十二条第七項、第十二条の二第七項」に、「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改める。

第十九条の七第四項中「処分」を「収集、運搬又は処分」に改め、同条に次の二項を加える。

二項又は第三項」を「第十二条の三第三項又は第四項」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第十八条の五六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。

その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十

二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十六条の七を除く。)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負つた建設工事を請け負う營業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて當むものを含む。)をいう。以下同じ。)を當む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業を營む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に關しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず

一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
(許可の取消し等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項若しくは第六項、第八条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第七条の四第一項、第九条の二の二第一項、第十四条の三の二第一項(新法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十五条の三第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

2 新法第九条の二の二第二項及び第十五条の三第二項の規定は、施行日以後に開始する年度に積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていない場合について適用する。

3 新法第九条の二の三及び第十五条の三の二の規定は、施行日以後に新法第九条の二の二第一項又は第二項の規定により新法第八条第一項の許可を取り消された者及び新法第十五条の三の規定により新法第十五条第一項の許可を取り消された者について適用する。

(平成九年改正前の規定による許可等に係る廃棄物処理施設に関する経過措置)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号。以下「平成九年改正法」という。)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「平成九年改正前廃棄物処理法」という。)第八条第一項の許可(平成九年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第八条第一項の許可を含む。)に係る一般廃棄物処理施設(同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)で

あつて、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九条第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について新法第十二条第一項の規定による計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

3 平成九年改正前廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(以下「平成九年改正前廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第十二条第一項の規定による計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とする。

4 新法第十二条の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

による届出をするまでの間は、同条第六項中「維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

3 平成九年改正前廃棄物処理法第十五条第一項の許可(平成九年改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第十五条第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)で

あつて、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第十五条の二の五第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第十五条の二の六第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五条の二の三第三項中「維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

2 新法第十二条の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二条の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 新法第十二条の二第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者について適用する。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(産業廃棄物管理条例に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の三第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により同項に規定する管轄票を交付した者について適用する。

(産業廃棄物処理業者等による通知に関する経過措置)

第八条 新法第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事由が生じた場合について適用する。

(市町村長等による維持管理積立金の取戻しに関する経過措置)

第九条 新法第十九条の七第六項及び第十九条の八第六項の規定は、施行日以後に新法第十九条の七第一項の規定により市町村長が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合及び新法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合について適用する。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する経過措置)

第十一条 新法第二十一条の三の規定は、施行日前に元請業者(同条第一項に規定する元請業者に相当する者をいう。)と下請負人(同条第二項に規定する下請負人に相当する者をいう。)との間に締結された請負契約に係る建設工事(同条第一項に規定する建設工事に相当する工事をいう。)に伴い生ずる廃棄物については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法の一部を次のように改正す
る。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年法律第百三十七号)の項中「第十
二条の三第六項」を「第十二条第三項及び第四
項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条
の三第七項」に、「第十五条の二の五第二項」を
「第十五条の二の六第二項」に、「第十五条の二
の三」を「第十五条の二の五第二項」を「第十
二の四」に、「第十五条の二の五第二項」を「第十
二の四」に、「第十五条の二の二第二項、第十五条の
二の三」を「第十五条の二の五第二項」を「第十
二の四」に、「第十五条の二の二第二項」を「第十
二の三」に改め、「第十五条の二の二」を「第十五
条の二の六第一項」に、「第十五条の二の二」を
「第十五条の二の七」に改め、「第十五条の三」
の下に「、第十五条の二の二第二項、第十五条
の三の三第一項及び第五項」を加え、同表に次
のように加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号、第五十五条の七第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第七項並びに第六十八条の四十六第二項、第三項第一号及び第二号並びに第六項中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(別表第二に次のように加える)

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十四条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたもの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二第一項の政令で定め
る市の長

別表第三に次のように加える。

(別表第三に次のように加える)

(二十八 都道府県知事)

(二十八 都道府県知事)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(別表第四に次のように加える)

(二十八 都道府県知事)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十
四条の二第一項の政令で定める市の長)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたもの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととする法律の一部を改正されている事務

する法律(平成二十二年法律第
二号)

三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

右決議する。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十五日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 江田 五月殿

(小字及び
は衆議院修正)

医療保険制度の安定的運営を図るための国民
健康保険法等の一部を改正する法律案

医療保険制度の安定的運営を図るための國
民健康保険法等の一部を改正する法律

(国民健康保険法の一部改正)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百
九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村の安定化計画(第六十八条
の二)」を「広域化等支援方針(第六十八条の二・
第六十八条の三)」に改める。

第六条第六号中「被扶養者」を「被扶養者」に
改め、同号ただし書を削り、同条第八号中「高
齢者の医療の確保に関する法律」の下に「昭和
五十七年法律第八十号」を加える。

第九条第三項中「第六十三条の二」の下に

「第六十八条の二第二項第四号」を加え、同条

第六項中「十五歳」を「十八歳」に改め、同条第九項中「すべての」を削り、「とともに」の下に「当該保険者に係る」を加え、同条第十項中「除く。」及び「限る。」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のただし書を加える。

該被保険者に係る」を加え、同条第十項中「除く。」及び「限る。」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のただし書を加える。

右決議する。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十五日

第四章の二 広域化等支援方針

(広域化等支援方針)

第六十八条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(以下「広域化等支援方針」という。)を定めることができる。

2 広域化等支援方針においては、おむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項

二 国民健康保険の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進における具体的な事項

四 国民健康保険事業に係る事務の共同実施、医療に要する費用の適正化、保険料の納付状況の改善その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策

五 前号に掲げる施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

六 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するため都道府県が必要と認める事項

七 都道府県は、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

3 保険者は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

第四章の二を次のように改める。

3 保険者は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める広域化等支援方針において前項第四号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聽かなければならない。

5 都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

6 市町村は、国民健康保険事業の運営に当つては、広域化等支援方針を尊重するよう努めるものとする。

7 都道府県は、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

第六十八条の三 都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四十一條の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

第七十条第一項中「支給に要する費用並びに」を「支給に要する費用(第七十三条第一項及び第一百四条において「療養の給付等に要する費用」という。)並びに」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第七十二条第二項第一号中「から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額」を削る。

第七十二条の二に次の二項を加える。

3 都道府県調整交付金の交付は、広域化等支援方針(都道府県が広域化等支援方針に定める施策を実施するため地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による勧告をした場合にあつては、広域化等支援方針及び当該勧告の内容)との整合性を確保するよう努めるものとする。

第七十二条の四を削り、第七十二条の五を第七十二条の四とする。

第七十三条第一項中「療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用」を「療養の給付等に要する費用」に改める。

第七十四条中「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改める。

第七十五条中「、第七十二条の四第二項及び第七十二条の五」を「及び第七十二条の四」に改める。

第七十五条の二を削る。

第一百七十七条及び第一百八十八条を削り、第一百十九

条を第百十七条とし、第百十九条の二を第百十八条とし、第百十九条の三を第百十九条とする。

第一百九条の四中「この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(第七十二条の二第一項、第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るもの)を除く。」を「第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の十二、第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条の三第一項において同じ」とする。

第一百九条の四

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各特定健康保険組合ごとに算定される額をいう。以下この項において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

附則第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度

平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額についての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「に係る後期高齢者支援金(当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。)」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

第二十二条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度

平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額についての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「に係る後期高齢者支援金(当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。)」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

第三 平成二十四年度における前条第五項の規定の適用

同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。

附則第二十二条中「前条第三項第一号」を「附則第二十二条第三項第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(組合に対する補助の特例)

第二十二条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度

平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度における前条第五項の規定の適用についての前条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。)とあるのは「附則第十三条の二第三号」とあるのは「附則第十三条の二第三号」である。

第三 都道府県は、必要があると認めるときは、同条第二項の次に次の二条を加える。

第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を図るために具体的な施策として、第一項第一号の政令で定める額又は前項の政令で定められた額又は特別の方法を定めることができる。

(国庫補助の特例)

第二十二条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度

平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度における前条第五項の規定の適用についての前条第三項に規定する割合とあるのは、「補助の割合及び組合の財政力」とする。

附則第二十二条中「平成十八年度から平成二十一年度まで」を「平成二十二年度から平成二十五年度まで」に、「前条第四項」を「前条第五項」とあるのは「附則第十三條の二第三号」とあるのは「附則第十三條の二第三号」である。

第三 都道府県は、必要があると認めるときは、同条第二項の次に次の二条を加える。

第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を図るために具体的な施策として、第一項第一号の政令で定める額又は前項の政令で定められた額又は特別の方法を定めることができる。

に改める。

附則第二十八条中「健康保険法等の一部を改

正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行後におけるを削り、「平成二十一年度」を「平成二十五年度」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第七条の二十八第二項中「決算報告書(以下

の下に「この条及び第一百七十七条の二第四号に

おいて」を加える。

第七条の二十九第一項中「及び事業報告書等」を「事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書」に改める。

第一百六十条第一項中「千分の百」を「千分の百二十」に改める。

第一百八十条第一項中「又は協会」を「協会」に改め、「ならない場合」の下に「又は解散により消滅した健康保険組合の権利を第二十六条第四項の規定により承継した場合であつて当該健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるとき」を加える。

附則第五条の次に次の二条を加える。

第一百八十条第一項中「又は協会」を「協会」に改め、「ならない場合」の下に「又は解散により消滅した健康保険組合の権利を第二十六条第四項の規定により承継した場合であつて当該健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるとき」を加える。

附則第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、第一百五十三条第一項中「給付費割合(同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次

条において同じ。)」とあるのは「同法附則第十

じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)及び、「当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは「前期高齢者交付金」と、「当該額に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「前項の政令で定める額」(高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。)と、前項中「千分の百三十」とあるのは「千分の百六十四」とする。

附則第八条の二の次に次の二条を加える。

(都道府県単位保険料率の算定の特例等)

第八条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、第一百六十条第三項第三号中「並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第一百五十二条の規定による国庫負担金の額を除く。)」とあるのは「健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第一百五十二条の規定による国庫負担金の額を除く。)」と並びに、第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年」として、翌事業年度以降の五年間」とあるのは「平成二

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第三条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条の次に次の五条を加える。
(平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例)
第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る

る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において「前期高齢者加入見込率」という。)を乗じて得た額との合計額(第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において「調査対象給付費見込額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の三第一項第一号の概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入見込率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の四第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。)

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率(第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第一号において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第二号及び第三項において同じ。)

げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額)の合計額(第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額))とする。

一 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額」という。)

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前

期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に納付金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る各年度における当該特定健康保険組合に係る

前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の三の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

(市町村の特別会計への繰入れ等の特例)

第十三条の六 当分の間、第九十九条第二項の

規定の適用については、同項中「同条各号に掲げる場合のいづれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の」とあるのは、「条例の」とす

る。

附則第十四条の次に次の三条を加える。

(財政安定化基金の特例)

第十四条の二 都道府県は、当分の間、第一百六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるとところにより、後期高齢者医療広域連合に対し保険料率の増加の抑制を図るために交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

(平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例)

第十四条の三 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の三の規定により算定され

る額が零を上回る被用者保険等保険者に係

る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

(市町村の特別会計への繰入れ等の特例)

二 概算総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の概算総報酬割後期高齢者支援等保険者の標準報酬総額の見込額に支援金額により算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

第十四条の四 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額は、第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、第二百二十条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十条第一項の規定により算定される概算後期高齢者支援金の額(以

る。)

二 概算総報酬割後期高齢者支援金額

官 報 (号 外)

らず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十二条第一項の規定により算定される確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二 確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における第一項

第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「起算して五年間」を「平成三十年三月三十一日までの間に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第九条第六項、第十項及び第十一項の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十三条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の次に一条を加える改正規定（同法附則第十三条の次に三条を加える改正規定（同法附則第十四条の二に係る部分を除く。）並びに附則第七条から六に係る部分を除く。）及び同法附則第十四条の次に三条を加える改正規定（同法附則第十四条の二に係る部分を除く。）並びに附則第七条から第十七条までの規定は、同年七月一日から施行

（検討）

第二条 政府は、第二条の規定による改正後の健

康保険法（以下「改正後健保法」という。）附則第五条及び第五条の二（国庫補助率に係る部分に限る。）の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に行われている第一項の規定による改正前の国民健康保険法（以下「改正前国保法」という。）第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。

第四条 平成二十年度から平成二十二年度までの各年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十条第三項から第五項まで、第七十二条の四、第一百八十二条及び附則第九条第一項の規定（これららの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国保法第七十条第五項第二号中「すべての市町村の被保険者の総数に対する当該前

期高齢被保険者の総数の割合」とあるのは、「す

べての保険者（高齢者の医療の確保に関する法

律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する

同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合」とする。

第五条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「改正後国保法」という。）第七十二条第二項及び第七十二条の二第二項の規定は、平成二十五年度以後の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金について適用し、平成二十四年度以前の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に存する改正前国

保法第七十五条の二の規定による広域化等支援

基金は、改正後国保法第六十八条の三の規定に

よる広域化等支援基金とみなす。

第七条 平成二十二年度における改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五条及び改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法第百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同一の十二分の八に相当する額との合計額とする。

第八条 平成二十二年度における改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五条の二の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額

の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第九条 平成二十二年度における改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた、改

正後健保法附則第四条の四の規定により読み替

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

六

えられた改正後健保法第百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の

確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五条の二の規定の適用がないものとして

替えられた改正後健保法第百五十三条第二項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五条及び改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五条及び改正後健保法附則第五

法第百五十四条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によ

り算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五条の二の規定の適用がないものとして改正後健保法附則第

五条の規定により読み替えられた改正後健保法
第一百五十四条第一項の規定を適用するとしたな

（高齢者の医療の確保に関する法律）一部改正
では、同項の規定により算定されることとなる額
の十二分の四に相当する額との合計額とする。

に伴う経過措置()

第十条 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等保険者(改正後国保法附則第十条第一項に規

定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び

確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十四条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の五の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第十九条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

(船員保険法の一部改正)
第十八条 船員保険法昭和十四年法律第七十三
号)の一部を次のように改正する。

び第七条の「十九第一項」を加える。

第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

の十二分の八に相当する額と同年度において同一の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

十七条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十一年度における各被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金（次項において「前期高齢者交付金等」という。）の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

（船員保険法の一部改正）

十八条　船員保険法（昭和十四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条の二十八第二項」の下に「及び第七条の二十九第一項」を加える。

（地方自治法の一部改正）

十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）の項を次のように改める。

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一號 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一號 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一號 投票者氏名

六

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一號 投票者氏名

六八

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十二日

参議院会議録第二十一号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

武内 則男君	谷 博之君	吉川 沙織君	米长 晴信君
谷岡 郁子君	千葉 景子君	蓮 舶君	愛知 治郎君
辻 マルイ君	津田 弥太郎君	秋元 司君	浅野 勝人君
辻 泰弘君	土田 博和君	石井 石井みどり君	土田 博之君
外山 斎君	轟木 利治君	有村 治子君	轟木 利治君
友近 聰朗君	内藤 正光君	磯崎 陽輔君	友近 聰朗君
直嶋 正行君	中谷 智司君	岩城 光英君	直嶋 正行君
中村 哲治君	長浜 博行君	衛藤 晟一君	中村 哲治君
西岡 武夫君	羽田 雄一郎君	荻原 健司君	西岡 武夫君
長谷川 憲正君	白 真勲君	川口 時男君	長谷川 憲正君
平田 健二君	姫井 由美子君	順子君	平田 健二君
平山 幸司君	平野 達男君	木村 仁君	平山 幸司君
広田 一君	平山 誠君	佐藤 昭郎君	広田 一君
広野 ただし君	広中 和歌子君	佐藤 仁君	広野 ただし君
藤末 健三君	福山 哲郎君	谷川 鈴木	藤末 健三君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	鶴保 順介君	藤谷 光信君
藤原 良信君	舟山 康江君	中村 博彦君	藤原 良信君
前川 清成君	牧山 ひろえ君	西田 昌司君	前川 清成君
増子 輝彦君	松井 孝治君	二之湯 智君	増子 輝彦君
松浦 大悟君	松岡 徹君	鶴保 中村	松浦 大悟君
松野 信夫君	森田 龍二君	谷川 鈴木	松野 信夫君
水戸 将史君	室井 邦彦君	佐藤 廉介君	水戸 将史君
峰崎 直樹君	水岡 俊一君	佐藤 廉介君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	森 高君	南野 恵子君	森 ゆうこ君
篠瀬 進君	柳澤 光美君	西田 昌司君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下 八洲夫君	中村 博彦君	柳田 稔君
山根 隆治君	横峯 良郎君	西田 昌司君	山根 隆治君
森 まさこ君	森 まさこ君	西田 昌司君	森 まさこ君
水落 敏栄君	丸川 珠代君	西田 昌司君	水落 敏栄君
山田 俊男君	溝手 顕正君	西田 昌司君	山田 俊男君
丸山 和也君	丸山 政司君	西田 昌司君	丸山 和也君
○名	反対者氏名	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書
日本原燃(株)六ヶ所再処理工場においては、どのような地震に襲われようとも、高レベル放射性廃液(以下「高レベル廃液」という。)が環境中に漏れ出すといった大事故につながることのないよう、その未然防止対策を講じていく必要がある。	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場においては、どのような地震に襲われようとも、高レベル放射性廃液(以下「高レベル廃液」という。)が環境中に漏れ出すといった大事故につながることのないよう、その未然防止対策を講じていく必要がある。	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場においては、どのような地震に襲われようとも、高レベル放射性廃液(以下「高レベル廃液」という。)が環境中に漏れ出すといった大事故につながることのないよう、その未然防止対策を講じていく必要がある。	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場においては、どのような地震に襲われようとも、高レベル放射性廃液(以下「高レベル廃液」という。)が環境中に漏れ出すといった大事故につながることのないよう、その未然防止対策を講じていく必要がある。
このような問題意識から、平成二十一年十一月十日に「日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第二六号)を提出し、同月二十日に政府から答弁書(内閣參質一七三第二六号。以下「答弁書」という。)を受領したが、それは真摯な答弁とはほど遠く、とても納得できるものでない。そこで、本件に関して、答弁書において質問に答えていない事項や疑義の残る事項も含め、以下質問する。	このような問題意識から、平成二十一年十一月十日に「日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第二六号)を提出し、同月二十日に政府から答弁書(内閣參質一七三第二六号。以下「答弁書」という。)を受領したが、それは真摯な答弁とはほど遠く、とても納得できるものでない。そこで、本件に関して、答弁書において質問に答えていない事項や疑義の残る事項も含め、以下質問する。	このような問題意識から、平成二十一年十一月十日に「日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第二六号)を提出し、同月二十日に政府から答弁書(内閣參質一七三第二六号。以下「答弁書」という。)を受領したが、それは真摯な答弁とはほど遠く、とても納得できるものでない。そこで、本件に関して、答弁書において質問に答えていない事項や疑義の残る事項も含め、以下質問する。	このような問題意識から、平成二十一年十一月十日に「日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第二六号)を提出し、同月二十日に政府から答弁書(内閣參質一七三第二六号。以下「答弁書」という。)を受領したが、それは真摯な答弁とはほど遠く、とても納得できるものでない。そこで、本件に関して、答弁書において質問に答えていない事項や疑義の残る事項も含め、以下質問する。
日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十二年四月二十日	参議院議長 江田 五月殿	川田 龍平	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	西田 実仁君	白浜 一良君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	浜田 昌良君	西田 実仁君	吉田 博美君
平成二十二年四月二十日	澤 雄二君	白浜 一良君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	谷合 正明君	西田 実仁君	吉田 博美君
平成二十二年四月二十日	浜田 昌良君	浜四津敏子君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	浜田 昌良君	山口那津男君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	松 あきら君	山下 栄一君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	山下 栄一君	山本 香苗君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	山本 博司君	渡辺 孝男君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	市田 忠義君	紙 智子君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	小池 晃君	大門実紀史君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	仁比 聰平君	山下 芳生君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	荒井 広幸君	小池 正勝君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	舛添 要一君	山下 芳生君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	山内 俊夫君	矢野 哲朗君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	近藤 正道君	渡辺 秀央君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	渕上 貞雄君	福島みづほ君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	山内 德信君	又市 征治君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	大江 康弘君	中川 義雄君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	山東 昭子君	川田 義雄君	山本 一太君
平成二十二年四月二十日	松田 岩夫君	糸数 慶子君	山本 一太君

貯槽が二基、容量約七十立方メートルの不溶解残渣廃液貯槽が二基、容量約五立方メートルの不溶解残渣廃液一時貯槽が二基、容量約百二十立方メートルのアルカリ濃縮廃液貯槽が一基、容量約百二十立方メートルの高レベル廃液共用貯槽が一基であると承知している。また、お尋ねの貯蔵が可能な期間については、貯槽の運用状況等によつて異なるため、一概にお答えすることは困難である。なお、貯槽を含め、放射性物質を内蔵する系統及び機器については、取り扱う放射性物質及び化学薬品、圧力、温度等各種の条件を考慮して腐食しにくい材料を使用する等、適切な腐食対策等を講じた設計となつて四について

科学技術庁(当時。以下同じ。)は、六ヶ所再処理施設の事業の指定に係る安全審査を、再処理施設安全審査指針(昭和六十一年二月二十日原子力安全委員会決定)等を踏まえて行つており、その結果は、「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請に係る安全性について」(平成四年十二月科学技術庁。以下「安全審査書」という。)として公表されている。安全審査書の「4. 2. 8 評価」において、科学技術庁は、高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの高レベル廃液の漏えいに係る評価を含めて、日本原燃が行つた評価を妥当なものと判断している。

また、原子力安全委員会は、安全審査書等について審議を行つており、その結果は、「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所にお

ける再処理の事業の指定について(答申)」(平成四年十二月十日原子力安全委員会。以下「答申書」という。)として公表されている。答申書において、原子力安全委員会は、科学技術庁が行つた右の判断を妥当なものと判断している。なお、これについて記載されているのは、答申書の「5. 2 運転時の異常な過渡変化を超える事象の解析」である。

五について

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成十八年九月十九日原子力安全委員会決定)等に照らした六ヶ所再処理施設の耐震安全性については、日本原燃から提出された耐震安全性評価結果報告書等に基づき、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会での議論を踏まえつつ、原子力安全・保安院において厳格に確認を行い、その結果について、現在、原子力安全委員会耐震安全性評価特別委員会等において確認しているところである。

また、昨年発生した六ヶ所再処理施設の高レベル廃液ガラス固化建屋固化セル内での高レベル廃液の漏えいについては、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会六ヶ所再処理施設試験運転に係る高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発(JNC TN1440-2004-1002)(平成十六年七月)である。廃棄物処理処分課題評価委員会は、石橋顯吉埼玉工業大学先端科学研究所長・教授(当時)を委員長として、関連分野の専門家・社会科学の専門家等の委員十二名で構成されたものである。なお、当該報告書については、独立行政法人日本原子力研究開発機構のホームページで公表している。

ける再処理の事業の指定について(答申)」(平成四年十二月十日原子力安全委員会。以下「答申書」という。)として公表されている。答申書において、原子力安全委員会は、科学技術庁が行つた右の判断を妥当なものと判断している。なお、これについて記載されているのは、答申書の「5. 2 運転時の異常な過渡変化を超える事象の解析」である。

これらの審議会等における審議の状況については、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会のホームページで議事概要を公表するなどして、透明性の確保に努めている。

政府としては、これらの審議会等において引き続き専門家による厳格な審議を行うとともに、保安検査の実施等を通じ、六ヶ所再処理施設における安全確保の実施状況について厳格に確認してまいりたい。

六について

政府が、核燃料サイクル開発機構(当時)が開発した技術を、外部専門家により技術の成立性が実証されたものと認識している根拠は、核燃料サイクル開発機構研究開発課題評価委員会(廃棄物処理処分課題評価委員会)が取りまとめた平成十五年度研究開発課題評価(中間評価)報告書「評価課題「ガラス固化技術開発施設における高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発」(JNC TN1440-2004-1002)(平成十六年七月)である。廃棄物処理処分課題評価委員会は、石橋顯吉埼玉工業大学先端科学研究所長・教授(当時)を委員長として、関連分野の専門家・社会科学の専門家等の委員十二名で構成されたものである。なお、当該報告書については、独立行政法人日本原子力研究開発機構のホームページで公表している。

初犯の薬物事犯者による再乱用防止対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年四月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

浜田 昌良

初犯の薬物事犯による再乱用防止対策に関する質問主意書

平成二十一年の薬物事犯の検挙人員(暫定値)は一万四千九百九十二人であり、このうち覚せい剤事犯の検挙人員が七十八%(一万千六百八十八人)、大麻事犯の検挙人員が十九・六%(二千九百三十一人)を占めている。特に覚せい剤事犯は、再犯率が約六割と高く、再乱用防止のための対策が重要である。

従来、政府の薬物乱用防止対策は、取締りの徹底に重点が置かれてきたが、近年ではこれとともに、薬物依存症の治療・支援の充実が再乱用防止に資するにされており、政府が平成二十年八月に策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(以下「第三次五か年戦略」という。)においても、治療・社会復帰の支援等による再乱用防止の推進が目標の一つとして掲げられている。

薬物の再乱用防止のためには、一度薬物を使用した者が依存症に陥ることのないよう早期の段階における対処が不可欠と考えるが、本年三月二十六日に総務省行政評価局が公表した「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視・需要根絶に向

けた対策を中心として」(以下「行政評価・監視」という。)は、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策が「必ずしも十分とは言えない状況」であると指摘している。

そこで、以下のとおり質問する。

一 行政評価・監視の結果によると、薬物事犯者のうち、実刑判決が確定し刑事施設に収容されている者や保護観察を付した執行猶予判決を受けた者に対する再乱用防止のための指導等は行われているものの、初犯の薬物事犯者は保護観察が付されない執行猶予判決を受ける場合が大半であり、再乱用防止の指導等を受ける機会がないまま社会復帰をしている現状にあるとされている。このように、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止のための取組が進んでいないことに対する政府の認識を明らかにされたい。また、これまでに実施した取組があればその評価を含めて示されたい。

二 警察庁は平成十九年度及び二十年度において、薬物事犯で検挙され、即決裁判手続により執行猶予判決を受けることが見込まれる成人男性(希望者)について、保護観察の付されない執行猶予判決確定後に特定非営利活動法人アパリが実施する薬物依存回復プログラムに参加させられる薬物再乱用防止モーデル事業」を実施したところである。

行政評価・監視の結果によると、同モデル事業は「実績が低調であつたため、モーデル事業の終了後は、本格的な取組の実施には至つていな」とされている。政府は同モーデル事業が期待

された実績をあげることができなかつた理由について、どのように分析しているか。政府の見解如何。

三 栃木県では、初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者に対して薬物依存回復プログラムを実施する「栃木県薬物再乱用防止教育事業」を平成二十一年度より実施している。同事業は、厚生労働省の地域依存症対策推進モーデル事業に採択されており、平成二十三年度までの三か年実施される予定である。栃木県のこうした取組について、政府はどのように評価しているか。

また、こうした地域の取組を他の都道府県においても普及させることが必要と考えるが、この点についての政府の見解を明らかにされたい。

四 警察庁のモーデル事業及び栃木県の薬物再乱用防止教育事業は、それぞれ薬物依存からの回復を支援する特定非営利活動法人に委託して行われている。第三次五ヵ年戦略には、民間団体と連携した薬物再乱用防止の推進が盛り込まれてゐるところ、政府は民間団体による初犯の薬物事犯者への早期支援の重要性に鑑み、薬物乱用問題に知見を有する医師、薬剤師、保健師などの人材を民間団体が活用できるようにするなど、民間団体の活動を支援する取組を検討する必要があるのではないかと考えるが、政府の見解如何。

五 行政評価・監視では、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を推進する観点から、未決拘禁の段階からの取組について検討することを勧告している。同勧告を踏まえた、今後の政府

の取組方針を明らかにされたい。また、政府は第三次五ヵ年戦略に基づく対策を一層強化・充実させるため、本年六月を目途に「薬物乱用防止戦略加速化プラン(仮称)」を策定する方針として、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を同プランに盛り込む必要があるのではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

二について

平成二十二年四月三十日

内閣総理大臣 塚山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出初犯の薬物事犯者による再乱用防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三について

お尋ねの栃木県の事業については、初犯の薬物事犯者に対し、県が民間団体と連携してグループ・ミーティング等を活用したプログラムによる教育等を実施するなど、先進的な内容を含むものであると評価している。

政府としては、多くの地方自治体において効果的な薬物依存症対策が実施されることが重要であると考えており、今後、地方自治体に対し、御指摘の地域依存症対策推進モーデル事業(以下「モーデル事業」という。)の成果を周知してまいりたい。

四について

薬物依存症からの回復については、リハビリ施設等を運営する民間団体の活動が重要な役割を果たすものと認識しており、モーデル事業のか、本年度より、薬物依存症患者等に対する支援を医学的知識等に基づき効果的に行なうことができるよう、民間のリハビリ施設等の職員に対して研修を行う依存症回復施設職員研修事業を

うとする意欲のある者が自主的に参加することを前提としていたこと等により、結果的に、薬物再乱用防止プログラムへの参加者が少なかつたものと考えております。今後、関係機関及び民間団体の協力の下に、例えば、警察において、薬物事犯で検挙された者に対し、民間団体が実施する各種の薬物再乱用防止プログラムに関するリーフレットを配布するなど、薬物再乱用防止プログラムへの参加の拡大に向けた取組を強化していく必要があると考えています。

実施し、民間団体の活動を支援していくこととしている。

五について

御指摘の勧告を踏まえ、薬物事犯者を対象とした啓発等の支援を推進する観点から、関係行政機関が連携し、例えば、刑事施設において、未決拘禁者に貸与する書籍等の中に薬物乱用防止に関する資料等を含めること、当該資料等の閲覧を希望する者には優先的に貸与すること等の取組を検討してまいりたい。

また、薬物乱用対策推進会議及び同会議に置かれた薬物乱用防止戦略加速化ワーキングチームにおいて、薬物事犯者に対する再乱用を防止するためのプログラムの受講の促進も含め、より実効的な薬物乱用防止対策について議論する予定であり、その中で、「薬物乱用防止戦略加速化プラン(仮称)」に、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を盛り込む方向で検討してまいりたい。

沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年四月二十六日

智子

参議院議長 江田 五月殿

沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問主意書

我が国の沿岸漁業の漁獲量は一九八八年に二十一万トンであったが、二〇〇八年には一三一萬トントンの二〇〇年間に六二%の水準まで減少している。同時期の魚種別の漁獲量(沖合漁業の漁獲量を含む)を見ても、イワシ類の漁獲量が四八一萬トンから五〇万トンまで激減したことを除いても、マグロ類、カジキ類、カツオ類、ニシン、アジ類、サバ類、カレイ類、タラ類、メヌケ類、キチジ、ニギス類、ニベ・グチ類、エソ類、穴子類、太刀魚、いさき、シイラ類、ボラ類、イカナゴ類、ふぐ類、えび類、かに類、いか類、ウニ類の漁獲量はいずれもこの二〇〇年間で減少している。

さらに、日本周辺水域の漁業資源を見てみると、マイワシ、マサバ、スケトウダラ(太平洋系を除く)、ズワイガニ(オホーツク海系)、ウルメイワシ(対馬暖流系)、ニシン、キチジ(太平洋北部を除く)、ホッケ(道南系)、アマダイ類、ムロアジ類、マチ類、イカナゴ類、太刀魚、サワラ(瀬戸内海系)、サメガレイ、マガレイ(日本海系)、ウマヅラハギ、トラフグ(日本海・東シナ海・瀬戸内海系)、東シナ海底魚類、シャコ、ベニズワイガニ、ケンサキイカ、ヤリイカ(対馬暖流系)の資源状態はいずれも低位と判定されている(「平成二一年度我が国周辺水域の漁業資源評価」より)。

このように、日本の沿岸漁業は漁業資源量の低

下と漁獲量の減少で苦境に陥っている。このことは我が国の沿岸漁業振興策が成功していないことを物語つており、魚礁設置事業、増養殖造成事業、資源管理を柱とした、これまでの沿岸漁業振興策の見直しが求められていると言える。

ついては以下質問する。

一 沿岸漁業の漁獲量の減少と資源量の低下について

1 政府はこの二〇〇年間における沿岸漁業の漁獲量の減少及び資源量の低下の原因について、どのように分析をしているのか。

2 魚礁設置事業に対し、一九七六年から二〇〇一年までに国費で五七五〇億円が投入されているにもかかわらず、沿岸漁業の漁獲量が減少し、資源量が低下していることについて、政府はどのように評価しているのか。

3 沿岸漁業の実態を把握するためには、沿岸漁業の魚種別の漁獲量を統計的に知る必要があるが、なぜ沿岸漁業の魚種別の漁獲量統計が出来ないのか。また、それを実施する考えはないのか。

二 種苗放流事業について

種苗放流事業は瀬戸内海でのタイの種苗放流事業において資源の回復がなされるなど、漁業資源の回復にとつて極めて重要な事業である。

しかし、種苗放流事業を担つてゐる全国の栽培漁業センターは自治体の財政状況が悪化する中で、予算削減、人員削減に直面している。その

ため、予算が確保されず、種苗放流事業を縮小する自治体も出ている。このような中で、種苗放流事業を抜本的に強化するためには、国として財政面の支援を強めなければならない。また、各都道府県単位の種苗放流事業についても、海域ごとの広域運営を図つて効果的に進めが必要もある。この二点について政府の見解を明らかにされたい。

が、そう出来ない理由はどこにあるのか。

2 も場干涸の造成とともに、その減少に歯止めをかけなければならないが、も場面積の減少率は一九七三年から一九七八年の五年間で一・一%であったのに對して、一九七八年から一九九四年の一六年間で三・一%，さらに一九九四年から一九九八年の四年間で三〇%となつております、この四年間で五万八七五四ヘクタールものも場が失われている。また、干涸もこの四年間で二〇六三ヘクタール減少している。政府は一九九四年から一九九八年にかけて五万八七五四ヘクタールものも場が減少した原因についてどう分析しているのか。

そして、このも場と干涸の減少にどのように対応しておられるのか。また、千涸もこの四年間で二〇六三ヘクタール減少している。政府は一九九四年から一九九八年にかけて五万八七五四ヘクタールものも場が減少した原因についてどう分析しているのか。

そして、このも場と干涸の減少にどのように対応しておられるのか。また、千涸もこの四年間で二〇六三ヘクタール減少している。政府は一九九四年から一九九八年にかけて五万八七五四ヘクタールものも場が減少した原因についてどう分析しているのか。

四 魚礁設置事業について

魚礁設置事業については、「人工魚礁は魚類などの水産生物が礁、沈船などに鰯集する性質を利用し、対象とする水産生物の漁獲の増大、操業の効率化及び保護培養を図るための施設である。魚礁漁場は主として漁獲の増大、操業の効率化を図るために人工魚礁を計画的に配置して造成する漁場である」(「沿岸漁場整備開発事業施設設計指針(より)」とされているように、漁獲の増大がその目的となっているが、一九七六年から二〇〇一年までに五七五〇億円の国費が投入されているにもかかわらず、沿岸漁業の漁獲量や資源量は減少している。このことは魚礁設置事業が当初の目的を達していないことを明らかにしている。さらに、「一九九八年度の決算検査報告では「漁獲量が減少しているのにその原因を十分調査、検討することなく事業を繰り返していた」、「魚礁における漁獲状況などの報告が十分に行われていなかった」、「事業主体が魚礁の設置場所について漁業者に十分に周知を図っているものが少なかつた」などの指摘がなされ、改善の処置が要求されるなど多くの問題を抱えている。

1 現在、魚礁設置事業については、事業費用対効果を計算しているが、その魚礁漁場整備による生産量の増加効果について、当該魚礁設置箇所の実際の漁獲量ではなく、県の水産統計で漁獲量を計算していたり、漁業経費率を一律〇・二七で計算したり、また、ある地区では出荷過程における流通業の生産量の増

加効果を魚礁設置の事業費用効果として計算するなど、地区によつてばらばらな計算がなされている。特に実際の漁獲量を使つていなければ、魚礁設置箇所でヒラメの漁獲量が減つて、カレイの漁獲量が増えてることにならぬなど、極めて不自然な漁獲状況になつて造成する。会計検査院の改善処置でも「魚礁設置とされているにもかかわらず、なぜそれが出来ないのか。」

2 鹿児島湾の魚礁設置事業の魚礁の安定計算について見ると、設計流速は毎秒〇・二七四メートルとなつていて、この流速は極めて緩い流速であり、魚の餌が集まるような流速ではない。このような流速でしか安定を確保できない魚礁だとすると、魚礁が設置されているだけで魚は鰯集せず、漁獲量も増えるはずがないが、その点について政府はどう考えているのか。

3 魚礁の現地での施工については一般競争入札であるが、どの魚礁を採用するかはすべて随意契約である。五七五〇億円もの国費が投入された事業が随意契約で行われていることは異常と言える。政府はこれを是正する考えはないのか。

4 魚礁メーカーには水産庁などから天下りがなされているが、過去一〇年間の魚礁メーカーへの天下り状況を明らかにされたい。また、この水産庁と魚礁メーカーとの天下りを通じた癒着は魚礁設置事業の適切な在り方に

影響を与えるかないと考えるが、政府はこの点についてどのような見解を持っているか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 塙山由紀夫

参議院議員紙智子君提出沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二の1について
平成二十年度に、広域漁場整備事業、水域環境保全創造事業等により整備された藻場及び干潟の面積は合わせて約千三百ヘクタールであるが、藻場の整備は、海底における工事及び海藻の育成を伴うものであるという性質上、干潟の整備と比べより多くの時間と経費を要することから、藻場の整備面積は約百八十ヘクタールとなつていて、

参議院議員紙智子君提出沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問に対する答弁書

沿岸漁業の漁獲量の減少及び資源量の低下は、海水温等海洋環境が変化したこと、沿岸域の開発等により水産動植物の産卵及び育成の場となる藻場・干潟が減少したこと、一部の水産資源について回復力を上回る漁獲が行われたこと等の様々な要因が影響しているものと考えている。

なお、平成二十二年度予算においては、藻場の整備等を内容とする広域漁場整備事業、水域環境保全創造事業等に重点的に配分し、各都道府県からの要望に対応していくこととしている。

二の2について

なお、昭和五十一年度から平成十三年度までの間に漁港法の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十二号)附則第二十六条による改正前の沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第49号)第二条に規定する沿岸漁場整備開発事業により実施した魚礁設置に係る総事業費は、五千四百一億円である。

ており、平成十年に取りまとめられた平成八年

一の3について

現在農林水産省が取りまとめている漁業・養殖業生産統計年報においては、漁業種類別・魚種別の漁獲量の統計を作成しているが、お尋ねの統計を作成するためには、さらに、各漁業種類について漁船規模別に分け、データを把握する必要があり、膨大な作業を要し、多大な時間と人員が必要となることから困難である。

から平成九年までの同様の調査では、水深十メートル以浅の藻場を対象としている。また、後者の調査結果では、二県のデータが欠落している。このような調査対象の違いから、この二回の調査データを比較して全国の藻場の増減を検討することは適切でないと考えている。

なお、藻場の減少は、一般的には沿岸域の開発等によるものと考えられている。

政府としては、藻場・干潟の減少に歯止めをかけるため、広域漁場整備事業、水域環境保全創造事業等による藻場・干潟の整備や漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対する支援を行っているところである。

都道府県等における種苗放流の推進については、都道府県等の裁量の下で、自主的に取組を進めることとされているが、政府としては、都道府県の区域を越えて移動する水産動物について資源回復計画等を効果的に推進する観点から、関係する都道府県間の連携の下に効果的に進めることができると考えており、平成二十二年度予算において、栽培漁業資源回復等対策事業により、適地での放流の推進等海域ごとの効果的な種苗放流体制の構築を図るために財政的な支援を行っているところである。

四の1について

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十号)第四条第一項第二号に基づき行う魚礁の設置(以下単に「魚礁の設置」という。)については、平成十一年の会計検査院による改善の処置

要求を踏まえ、「並型魚礁設置事業における事

業計画の策定及び魚礁の管理・活用について」

(平成十二年九月二十一日十二水推第一五八九号水産庁資源生産推進部整備課長通知)を関係都道府県に通知し、魚礁の設置後における実績数値を把握することとしたところである。

四の2について

お尋ねの事業については、事業着手前に漁獲量の増加効果について事前評価を実施し、効果が見込まれることを確認した上で、実施しているところである。

四の3について

魚礁の設置に使用する魚礁の種類は、事業の設計図書においてあらかじめ定められるものであり、事業主体が魚礁の開発業者と契約を結ぶものではないが、事業主体が設計図書を作成するに当たっては、事前に対象魚種や地域の漁業形態等を踏まえ、関係漁業者と調整するなど、適切な手続を経て作成しているものと認識している。

四の4について

御指摘の「魚礁メーカー」の意味が必ずしも明らかでないが、過去十年間に水産庁を退職し、魚礁の開発業者に再就職した者は五名いる。しかししながら、四の3について述べたように、魚礁の選定の際に適切な手続を経ているものとは認識しており、事業の在り方に影響を与えることはないと考える。

経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年四月二十七日

中村 博彦

参議院議長 江田 五月殿

関する質問主意書

日本・フィリピン及び日本・インドネシア経済連携協定(以下「EPA」という。)に基づき、平成二十年度にインドネシア人介護福祉士候補者一〇四人、平成二十一年度に同一八九人及びフィリピン人介護福祉士候補者一九〇人が、我が国に入国し、介護保険施設等において就労している。これ

は、我が国の介護保険施設等で三年以上の実務経験を経て、介護福祉士試験に合格することによってその資格を取得し、継続して日本に滞在・就労することを目的としている。介護保険施設等における両国介護福祉士候補者の就労は、日本人と同等の待遇が確保されており、質の高い介護サービス提供に寄与しているにも関わらず、現状において、これを継続するには種々の問題があることから、政府の対応について、以下質問する。

1 EPAによる介護福祉士候補者は、日本人の従事者と同等の待遇により雇用契約を交わしており、現に入所者等から良質の介護サービスを提供しているとの高い評価を得ている

にも関わらず運営基準上の職員に含まれない

のは不合理であると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 運営基準が求める「看護・介護職員」のうち介護職員については、特段の資格要件を定めていない。すなわち、介護福祉士はもとよりホームヘルパー一級又は二級の資格を有していない、いわゆる「無資格者」であっても介護業務に就くことができる。また日本人以外でも、日本人の配偶者、日系人等の外国人の場合でも介護業務に就くことができ、いずれも

運営基準上の職員として算定できるのである。ドネシア人、同二十一・二十二年度のフィリピン人各候補者の受け入れ人数は、これを大幅に下回っている。このことに關して、政府の見解を示されたい。

2-EPAによる介護福祉士候補者の受け入れを行う介護保険施設等においては、受け入れの要件として、「就労するフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者を除く介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置基準を満たすこと」とされている。同基準は、指定介護老人福祉施設の場合、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「運営基準」という。)により、「入所者三人に対し、看護・介護職員一人を満たすこと」となっている。これ踏まえ、以下の点を質問する。

EPAによる介護福祉士候補者は、日本人の従事者と同等の待遇により雇用契約を交わしており、現に入所者等から良質の介護サービスを提供しているとの高い評価を得ているにも関わらず運営基準上の職員に含まれないのは不合理であると考えるが、政府の見解を示されたい。

1-EPAによる介護福祉士候補者は、日本人の従事者と同等の待遇により雇用契約を交わしており、現に入所者等から良質の介護サービスを提供しているとの高い評価を得ているにも関わらず運営基準上の職員に含まれないのは不合理であると考えるが、政府の見解を示されたい。

る。しかるに、EPAによる介護福祉士候補者は、母国において看護師養成課程又は介護職員養成課程を修了している者を応募要件としているにも関わらず、運営基準上の職員として算定できないのは、極めて不合理であり、フィリピン及びインドネシア両国民に対する不平等差別待遇と言わざるを得ないが、政府の見解を示されたい。

3 介護福祉士国家試験を受けるためには、介護に従事する期間が三年以上必要とされており、EPAによる介護福祉士候補者は、介護保険施設等においてこの条件を満たすこととされている。このように実務経験が評価されるにも関わらず、運営基準上の職員の員数に含まれないのは、不合理であると考えるが、政府の見解を示されたい。

4 EPAによる介護福祉士候補者の受入れ施設における費用負担は、二人以上の受入れを原則とすることから、初年度に一〇七万円に達する。この他に、受入れ施設では日本語習得のための便宜を図ること等により費用が発生している。このように受入れ施設は、運営基準上の職員として算定できないために介護報酬上の対価を得ることができない状況にあるにも関わらず「人材育成・確保」に要する費用負担のみを課されていることについて、政府の見解を示されたい。

また、受入れ施設におけるこれらの費用負担を軽減するための対策を講ずる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 EPAによる介護福祉士候補者が受験する介護福祉士国家試験について、以下の点を質問する。

1 介護福祉士国家試験は、既に資格制度創設二十年余を経ているにも関わらず、その合格率は五〇%台を推移している。

これに比べ、平成二十二年に実施された介護関連領域の国家試験の合格率はそれぞれ、看護師八九・五%、理学療法士九一・六%、作業療法士八二・二%、言語聴覚士六四・八%となっている。我が国の超高齢社会を支える中核的資格である介護福祉士試験については、出題の在り方にも問題があると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 EPAによる介護福祉士候補者は、介護業務に従事しながら日本語の習得に励み、四年目に最初で最後の国家試験を受けることになる。日本語を母國語としない者が日本語により試験を受けるハンディに考慮して、少なくとも常用漢字にない用語に振り仮名を付けるか又は平易な言葉に言い換えるとともに、受験時間にも配慮し、不合格の場合においても翌年度受験まで在留を延長するといった措置を講ずるべきでないか。

3 日本語を母國語としない者については、一定の日本語能力、コミュニケーション能力を検定することにより、在留期間の延長を図るべきでないか。

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員中村博彦君提出経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村博彦君提出経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

や「不合理」であるとの御指摘は当たらない。なお、平成二十二年一月から二月にかけて厚生労働省が実施した「インドネシア人介護福祉士候補者受入実態調査」においては、「コミュニケーション不足により問題事例が発生した」、「日本人職員が平易な言葉でゆっくり話をして引き継ぎ等に支障がある」等といった回答があり、まずは、候補者の日本語習得の支援に努めてまいりたい。

一について

政府としては御指摘のような約束をした事実はなく、御指摘の「二年間で看護師候補者四〇〇人、介護福祉士候補者六〇〇人」という人数は、あくまでも、当初二年間の受入れ最大人数として、フィリピン政府及びインドネシア政府に対して示したものである。

二の1から3までについて

経済連携協定（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成二十一年条約第二号）又は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成二十二年条約第十六号））に基づき入国した外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）は、介護福祉士の資格取得に向けて、介護福祉士の監督の下で研修を行うものであり、介護保険法（平成九年法律第百二十三号等に基づく職員等の配置の基準において、一般の介護職員と同様に取り扱うことは困難であると考えられるところ、このような取扱いが「不平等差別待遇」

三の1について

御指摘の国家試験の受験資格の要件等はそれぞれ異なつており、介護福祉士試験の合格率が看護師国家試験等の合格率よりも低いことのみをもって、介護福祉士試験の出題の在り方に問題があるとは言えないと考えている。

なお、介護福祉士試験の在り方については、平成二十年十二月に「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」において

取りまとめられた提言も踏まえ、現在、介護福祉士試験の質をより一層高めるための方策について検討しているところである。

三の2及び3について
介護福祉士試験の問題文については、常用漢字以外の漢字には、原則として既に読み仮名を付しているところである。

また、お尋ねのように平易な言葉に言い換えることについては、介護福祉士試験委員会で検討していくこととしている。

介護福祉士試験は、十分な日本語能力を有していることを前提として行うものであり、現時点において、お尋ねのように受験時間を延長することは考えていない。

また、現時点において、お尋ねのよう而在留期間を延長することは予定していない。いずれにせよ、介護の現場においては、医師、看護師及び介護職員等が、相互に連携して業務を行うとともに、利用者又はその家族等と密接に意思疎通を図る必要があることから、そのための日本語能力は不可欠である。

国有林保全事業の環境省への移管に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年四月二十七日

参議院議長 江田 五月殿 川田 龍平

国有林保全事業の環境省への移管に関する質問主意書
民主党政策集「インデックス二〇〇九」において、国有林野事業の在り方について、「農林水産行政と環境行政を一体的に推進する観点から、国有林野事業特別会計を廃止し、その組織・事業の全てを一般会計で取り扱う等」抜本的な改革を行つとした。また、林野庁は平成二〇〇九年、国有林野を「国民の森林」とする基本方針の下に国有林野事業の抜本的改革に着手するとした。併せて、国有林野の管理経営の方針を「林産物の供給」から「公益的機能の維持増進」へと転換し、国民の要請に応え得る効率的な管理経営を進めていくことをとした。

一方、鳩山内閣は二〇二〇年までに一九九〇年比二五パーセントの温室効果ガス排出量削減を掲げている。二五パーセント削減に向けては、国内での削減対策のみではその実現は困難であることから、国民共通の財産である森林の二酸化炭素吸収源としての重要性は一層高まっており、森林を長期的に保全・管理していくことが必要となつてゐる。このように地球温暖化防止の観点から、国有林保全事業の所管を林野庁から環境省に移すといふ抜本的改革が求められる。

よつて、以下の事項について質問する。

一 環境省は今日の環境問題の解決策として、現代社会の在り方を持続可能なものに変革するべく、「森林・緑地・河川・湖沼の保全」を挙げている。また、林野庁は国有林野の管理経営の基本方針を国土の保全などの「公益的機能重視」と

しております、「地球規模で森林を持続的に利用管理すること」を重視している。さらに、京都議定書目標達成計画においては、森林吸収源対策として森林整備なども明記されているところである。よつて、森林に関して環境省・林野庁と共に同様の目的を共有していると考えるが、これに対する政府の認識を明らかにされたい。

二 環境省は環境保全を目的に含む施策については、他の府省と共同して行うとしている。よつて、環境省・林野庁の双方が同様の目的を達成するためには、環境省・林野庁が互いに協力し合うべきであると考えるが、現在如何なる連携関係が存在し、どのような取り組みが行われているか具体的に示されたい。

三 地球温暖化対策に加えて、生物多様性保全に向けた取り組みも重要である。本年は国際生物多様性年であり、今秋には名古屋において生物多様性条約第一〇回国会議(COP-10)が開催される。日本の国土の三分の二を占める森林は多種多様な動植物の生息地であり、森林の持続的な保全が求められている。このように生物多様性保全の観点からも、国有林保全事業を環境省へ移管すべきである。また、環境省において、環境省・林野庁の双方の目的を包括して事業を実施することで、より効果的な目的達成が見込まれることからも、国有林保全事業を環境省の所管に移すべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

一について

参議院議員川田龍平君提出国有林保全事業の環境省への移管に関する質問に対する答弁書

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議員川田龍平君提出国有林保全事業の環境省への移管に関する質問に対する答弁書

参議院議員川田龍平君提出国有林保全事業の環境省への移管に関する質問に対する答弁書

参議院議員川田龍平君提出国有林保全事業の環境省への移管に関する質問に対する答弁書

環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を図ることを任務としている。一方、林野庁は、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務としている。それぞの森林への関わり方は、それぞれの任務と対応するものとなつていると想っている。

二について

御指摘の「環境省は環境保全を目的に含む施

策については、他の府省と共同して行うとしている。の意味するところが必ずしも明らかではないが、環境省と農林水産省は、法律の規定に基づいて、環境省が国立公園、鳥獣保護区等の区域の指定等を行う場合や、農林水産省が全国森林計画の策定及び保健保安林の指定等を行う場合に、協議を行う等、それぞれの任務を達成するために連携を図つてゐる。

三について

御指摘の「国有林保全事業」の意味するところ

が必ずしも明らかではないが、国有林野の管理及び経営の事業は、生物の多様性の保全を含め国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ることとも、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを旨として運営されるべきものであることを。

◆◆◆◆◆
風力発電の導入拡大に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年四月二十八日

川田 龍平

参議院議長 江田 五月殿

◆◆◆◆◆
風力発電の導入拡大に関する質問主意書
鳩山新政権は温室効果ガス排出の一九九〇年比二五パーセント削減を目標とし、環境・エネルギー産業を経済成長の戦略的柱として位置付け、電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー拡大支援、住宅・オフィス等のゼロ・エミッショニ化、エコ社会形成に向けた集中投資を始めとした新エネルギーの加速的導入・促進に向けた政策の方向性を次々に打ち出してきてい

る。こうした地球温暖化防止、温室効果ガス排出の低減に向けた大胆な政策には賛意を表するものである。新エネルギー導入の加速化についても、定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進を任務とする林野庁において一体的に実施していくことが効率的かつ適当であると考えている。

しかし、風力エネルギーの利用に関しては、風力発電施設による健康被害や生態系・景観への影響などが大きく、これらに対する具体的対策、例えば同施設に係る立地規制や法アセスによる環境への配慮などがなされないかぎり、風力発電の導入促進・拡大とその加速化は容認することはできない。

◆◆◆◆◆
風力発電の導入拡大に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年四月二十八日

川田 龍平

参議院議長 江田 五月殿

◆◆◆◆◆
風力発電の導入拡大に関する質問主意書
鳩山新政権は温室効果ガス排出の一九九〇年比二五パーセント削減を目標とし、環境・エネルギー産業を経済成長の戦略的柱として位置付け、電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー拡大支援、住宅・オフィス等のゼロ・エミッショニ化、エコ社会形成に向けた集中投資を始めとした新エネルギーの加速的導入・促進に向けた政策の方向性を次々に打ち出してきてい

る。こうした状況のもとで今まで以上に風力発電の導入拡大を推し進めるということであれば、政府の責任において、立地可能な地域を具体的に示されたい。

二 「中長期ロードマップ」では、再生可能エネルギーのうち、風力発電については、二〇二〇年に最大で一一千三二万キロワットの導入目標を掲げている。これは二〇〇〇キロワット級の風力発電施設で換算すると五六五五基が必要になる。既設を含めても、五六五五基以上の風車を今後どこに建設するのか。

◆◆◆◆◆
風力発電の導入拡大に関する質問主意書
鳩山新政権は温室効果ガス排出の一九九〇年比二五パーセント削減を目標とし、環境・エネルギー産業を経済成長の戦略的柱として位置付け、電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー拡大支援、住宅・オフィス等のゼロ・エミッショニ化、エコ社会形成に向けた集中投資を始めとした新エネルギーの加速的導入・促進に向けた政策の方向性を次々に打ち出してきてい

る。

一 温室効果ガス排出の一九九〇年比二五パーセント削減は再生可能エネルギーによる大幅な寄与を前提としている。政府は太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーについて、それぞれどの程度の導入量を目標にしているのか示された

三 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」による補助事業として進めている。特

権は今後の風力発電の導入量についてどのように考えているのか。その導入量の中期目標を明らかにされたい。併せて、太陽光発電の導入量の中期目標についても明らかにされたい。

他方、今国会に政府が提出した「地球温暖化対策基本法案」では、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標や地球温暖化対策に関する基本的な計画の策定が規定されているが、これらと「中長期ロードマップ」との関係を明らかにされたい。

二 「中長期ロードマップ」では、再生可能エネルギーのうち、風力発電については、二〇二〇年に最大で一千三二万キロワットの導入目標を掲げている。これは二〇〇〇キロワット級の風力発電施設で換算すると五六五五基が必要になる。既設を含めても、五六五五基以上の風車を今後どこに建設するのか。

そもそも平地の少ない狭小な国土、厳しい地形、不安定な季節風などから、日本には風力発電に適した土地が少ない。また、風力発電施設は周辺住民にとって健康被害等をもたらす公害源であり、生態系や景観に影響を及ぼすことでも甚大な環境破壊をもたらしうる施設である。

こうした状況のもとで今まで以上に風力発電の導入拡大を推し進めるということであれば、政府の責任において、立地可能な地域を具体的に示されたい。

四 民間事業者が補助金の交付認定を受ける際しては、その要件として「地元承諾の取りつけ」と「環境影響調査の実施」が求められている。しかし、こうした要件を遵守する民間事業者は少なく、このことが全国各地での建設反対運動の大きな要因となっている。

民間事業者による風力発電の導入を進めるのであれば、風力発電施設を環境影響評価法の対象とするだけではなく、「地元承諾の取りつけ」を補助金交付申請手続きの一環として位置付け、補助金交付の申請から認定までの過程の透明化を図るべきである。政府の考え方を問う。

五 前政権は昨年の通常国会で「エネルギー供給構造高度化法」を成立させ、家庭における太陽光発電の余剰電力を倍額の一キロワット当たり

四八円の価格で買い取るなどの固定価格買取（ファイードインタリフ制度）を導入した。鳩山新政権のもとでは、これをさらに進めて全量買取すると同時に、買取対象も太陽光のみならず風力、バイオマスなどすべての再生可能エネルギーによる全電力とする制度へと全面移行させる方針が打ち出されている。

しかし、買取対象をすべての再生可能エネルギーによる全電力とする制度に移行すれば、固定価格のもとで確実な収益が得られるようになるため、太陽光・風力とともにメガ発電施設建設が中心となり、現状の規制のままでは風力発電施設による環境問題をより一層深刻なものとしてしまうことになりかねない。風力発電に対する固定価格買取制度の適用は環境に対する十分な配慮のもとで、適切な立地規制をした上で実施すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 島田由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川田龍平君提出風力発電の導入拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出風力発電の導入拡大に關する質問に対する答弁書

参議院議員川田龍平君提出風力発電の導入拡大に關する質問に対する答弁書

参議院議員川田龍平君提出風力発電の導入拡大に關する質問に対する答弁書

一 及び二について

二 及び三について

三から五までについて

四について

五について

六について

七について

八について

九について

十について

十一について

十二について

十三について

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

二十について

二十一について

二十二について

二十三について

二十四について

二十五について

二十六について

二十七について

二十八について

二十九について

三十について

三十一について

三十二について

三十三について

三十四について

三十五について

三十六について

三十七について

三十八について

三十九について

四十について

四十一について

四十二について

四十三について

四十四について

四十五について

四十六について

四十七について

四十八について

四十九について

五十について

五十一について

五十二について

五十三について

五十四について

五十五について

五十六について

五十七について

五十八について

五十九について

六十について

六十一について

六十二について

六十三について

六十四について

六十五について

六十六について

六十七について

六十八について

六十九について

七十について

七十一について

七十二について

七十三について

七十四について

七十五について

七十六について

七十七について

七十八について

七十九について

八十について

八十一について

八十二について

八十三について

八十四について

八十五について

八十六について

八十七について

八十八について

八十九について

九十について

九十一について

九十二について

九十三について

九十四について

九十五について

九十六について

九十七について

九十八について

九十九について

一百について

一百一について

一百二について

一百三について

一百四について

一百五について

一百六について

一百七について

一百八について

一百九について

一百十について

一百十一について

一百十二について

一百十三について

一百十四について

一百十五について

一百十六について

一百十七について

一百十八について

一百十九について

一百二十について

一百二十一について

一百二十二について

一百二十三について

一百二十四について

一百二十五について

一百二十六について

一百二十七について

一百二十八について

一百二十九について

一百三十について

一百三十一について

一百三十二について

一百三十三について

一百三十四について

一百三十五について

一百三十六について

一百三十七について

一百三十八について

一百三十九について

一百四十について

一百四十一について

一百四十二について

一百四十三について

一百四十四について

一百四十五について

一百四十六について

一百四十七について

一百四十八について

一百四十九について

一百五十について

一百五十一について

一百五十二について

一百五十三について

一百五十四について

一百五十五について

一百五十六について

一百五十七について

一百五十八について

一百五十九について

一百六十について

一百六十一について

一百六十二について

一百六十三について

一百六十四について

一百六十五について

一百六十六について

一百六十七について

一百六十八について

一百六十九について

一百七十について

一百七十一について

一百七十二について

一百七十三について

一百七十四について

一百七十五について

一百七十六について

一百七十七について

一百七十八について

一百七十九について

一百八十について

一百八十一について

一百八十二について

一百八十三について

一百八十四について

一百八十五について

一百八十六について

一百八十七について

一百八十八について

一百八十九について

一百九十について

一百九十一について

一百九十二について

一百九十三について

一百九十四について

一百九十五について

一百九十六について

一百九十七について

一百九十八について

一百九十九について

一百二十关于

一百二十一关于

一百二十二关于

一百二十三关于

一百二十四关于

一百二十五关于

一百二十六关于

一百二十七关于

一百二十八关于

一百二十九关于

一百三十关于

一百三十一关于

一百三十二关于

一百三十三关于

一百三十四关于

一百三十五关于

一百三十六关于

一百三十七关于

一百三十八关于

一百三十九关于

一百四十关于

一百四十一关于

一百四十二关于

一百四十三关于

一百四十四关于

一百四十五关于

一百四十六关于

一百四十七关于

一百四十八关于

一百四十九关于

一百五十关于

一百五十一关于

一百五十二关于

一百五十三关于

一百五十四关于

一百五十五关于

一百五十六关于

一百五十七关于

一百五十八关于

一百五十九关于

一百六十关于

一百六十一关于

一百六十二关于

一百六十三关于

一百六十四关于

一百六十五关于

一百六十六关于

一百六十七关于

一百六十八关于

一百六十九关于

一百七十关于

一百七十一关于

一百七十二关于

一百七十三关于

一百七十四关于

一百七十五关于

一百七十六关于

一百七十七关于

一百七十八关于

一百七十九关于

一百八十关于

一百九十一关于

一百九十二关于

一百九十三关于

一百九十四关于

一百九十五关于

一百九十六关于

一百九十七关于

一百九十八关于

一百九十九关于

一百二十关于

一百二十一关于

一百二十二关于

一百二十三关于

一百二十四关于

官 報 (号 外)

明治二
種十五年三月二十日
郵便物認可

平成二十二年五月十二日

參議院會議錄第二十一號

八〇

発行所
二東京市
獨立行政法人國立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
三三〇円)
本号一部
三四五円